

第10章 環境保全のための措置

本事業における環境保全のための措置として、予測・評価等の結果を踏まえ、現時点
で実行可能な範囲で環境への影響を回避・低減するための環境保全対策をとりまとめた。
環境保全対策は、表-10.1.1に示すとおりである。

表-10.1.1 (1) 環境保全対策（工事の実施）

			環境保全対策の内容
建設機械の稼働	大気質	窒素酸化物	<ul style="list-style-type: none"> ●工事工程を調整し、建設機械の集中稼働を極力避ける。 ●建設機械の定期的な点検整備の実施、高負荷・空ぶかし運転等の回避、アイドリングストップ等を徹底する。 ●排出ガス対策型建設機械を積極的に採用する。
		粉じん等	<ul style="list-style-type: none"> ●作業状況に応じて散水を十分に行う。
	騒音	建設作業 騒音	<ul style="list-style-type: none"> ●工事工程を調整し、特に敷地境界付近での建設機械の集中稼働を極力避ける。 ●建設機械の定期的な点検整備の実施、高負荷・空ぶかし運転等の回避、アイドリングストップ等を徹底する。 ●低騒音型建設機械を積極的に採用する。
資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行	振動	建設作業 振動	<ul style="list-style-type: none"> ●工事工程を調整し、特に敷地境界付近での建設機械の集中稼働を極力避ける。 ●建設機械の定期的な点検整備の実施、高負荷・空ぶかし運転等の回避、アイドリングストップ等を徹底する。 ●低振動型建設機械を積極的に採用する。
	大気質	窒素酸化物、浮遊粒子状物質	<ul style="list-style-type: none"> ●車両の運行ルートは上三永方面と土与丸方面の2ルートとし車両台数を分散させる。 ●資材等運搬車両の空ぶかし運転等の回避、アイドリングストップ等を徹底する。
		粉じん等	<ul style="list-style-type: none"> ●車両の運行ルートは上三永方面と土与丸方面の2ルートとし車両台数を分散させる。 ●資材等運搬車両の空ぶかし運転等の回避、アイドリングストップ等を徹底する。 ●タイヤ洗浄のための泥落とし設備を設ける。
	騒音	道路交通 騒音	<ul style="list-style-type: none"> ●車両の運行ルートは上三永方面と土与丸方面の2ルートとし車両台数を分散させる。 ●市道の規制速度である時速40kmを遵守するように、工事請負業者に対して指導を徹底する。 ●資材等運搬車両の空ぶかし運転等の回避を徹底する。 ●資材等運搬車両の搬出入は、通常の稼働時間帯に行い早朝及び夜間には行わない。 ●資材等運搬車両は始業前点検を行うことにより性能維持に努め、整備不良による騒音を生じさせないように努める。
	振動	道路交通 振動	<ul style="list-style-type: none"> ●市道の規制速度である時速40kmを遵守するように、工事請負業者に対して指導を徹底する。 ●資材等運搬車両の空ぶかし運転等の回避、アイドリングストップ等を徹底する。 ●資材等運搬車両の搬出入は、通常の稼働時間帯に行い早朝及び夜間には行わない。 ●資材等運搬車両は始業前点検を行うことにより性能維持に努め、整備不良による振動を生じさせないように努める。
切土工等及び施設等の設置等	大気質	粉じん等	<ul style="list-style-type: none"> ●作業状況に応じて散水を十分に行う。
	水質	土砂による 水の濁り	<ul style="list-style-type: none"> ●造成工事は、防災調整池工事を先行して行う。 ●造成法面等は速やかに吹き付け等による緑化等を行う。 ●工事区画を分けて段階的に整備し、各工事時期における裸地面積を最小化する。
	廃棄物等	建設工事に伴う副産物	<ul style="list-style-type: none"> ●伐採木は可能な限りチップ化して資源化を行う。 ●造成工事の最終設計段階において、極力土量のバランスが±0となるように努める。 ●建設副産物は資源化可能なものは資源化し、その他については適正に処理を行う。

表－10.1.1 (2) 環境保全対策（土地又は工作物の存在及び供用）

			環境保全対策の内容
地形 改 変 後 の 土 地 及 び 施 設 の 存 在	動物	重要な種及び注目すべき生息地	<ul style="list-style-type: none"> ● 残置森林部を間伐や下草刈り等により適切に管理することで、動植物の多様性を確保する。 ● 工事着手前に造成区域内に生息する保全対象種の生息状況を調査し、必要に応じて専門家の助言を受けながら、造成区域外の適切な場所へ移動させる。 ● 施設内に設置する雨水側溝には、小型動物（哺乳類・爬虫類・両生類等）が脱出可能な構造（スロープ等）のものを採用する。 ● 供用時の照明の位置、点灯時期・時間、光源（LED 照明等）、形状等を工夫する。 ● 施設周辺の法面にはブナ科等の在来樹種による緑化を行い、造成区域と周辺の植生を調和させる。
	植物	重要な種及び群落	<ul style="list-style-type: none"> ● 工事着手前に、造成区域内で確認された保全対象種（ヒメタヌキモ、イヌタヌキモ、エビネ）の生育状況を調査し、必要に応じて専門家の助言を受けながら、造成区域外の適切な場所へ移植する。
	生態系	地域を特徴づける生態系	<ul style="list-style-type: none"> ● 残置森林部を間伐や下草刈り等により適切に管理することで、動植物の多様性を確保する。 ● 工事着手前に造成区域内に生息する保全対象種の生息状況を調査し、必要に応じて専門家の助言を受けながら、造成区域外の適切な場所へ移動させる。 ● 施設内に設置する雨水側溝には、小型動物（哺乳類・爬虫類・両生類等）が脱出可能な構造（スロープ等）のものを採用する。 ● 施設周辺の法面にはブナ科等の在来樹種による緑化を行い、造成区域と周辺の植生を調和させる。
	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	<ul style="list-style-type: none"> ● 積極的に法面の緑化等を行う。 ● 周辺の植樹を在来種で行い、既存の雑木林との調和が図れるように努める。 ● 構造物は、工事の発注仕様書へ色彩等を含め周辺環境との調和を図ることを記載する。 ● 「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例」に準拠し、意匠及び色彩等に配慮した施設とする。
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	<ul style="list-style-type: none"> ● 造成工事の最終設計段階においては、造成区域を西国街道（山道）から可能な限り離すように努める。 ● 西国街道（市道）におけるごみ収集車及び職員（通勤車）の走行は、規制速度の時速 40km を遵守することにより、ウォーキング等の利用者に対する安全性に配慮する。

表-10.1.1 (3) 環境保全対策（土地又は工作物の存在及び供用）

		環境保全対策の内容
大気質	硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、有害物質	<ul style="list-style-type: none"> ●乾式法により、硫黄酸化物及び塩化水素の発生を抑制する。 ●触媒脱硝装置により、窒素酸化物の発生を抑制する。 ●ろ過式集じん器により、ばいじん及びダイオキシンの発生を抑制する。 ●排出ガス設備等の維持管理（燃焼温度 850℃以上、滞留時間 2 秒以上の運転条件等）を徹底することにより、排出ガスに含まれるダイオキシン類の発生量を抑制する。
騒音	施設騒音	<ul style="list-style-type: none"> ●施設機械は基本的に屋内設置とする。 ●騒音を発生する施設機械は騒音の少ない機種を選定する。 ●各設備の点検を日々行うことにより、維持管理を徹底する。 ●必要に応じて消音器の設置を行う。
振動	施設振動	<ul style="list-style-type: none"> ●破碎機、誘引送風機等の振動の大きな機械については、独立基礎または防振装置を設置する。 ●振動を発生する施設機械は振動の少ない機種を選定する。 ●各設備の点検を日々行うことにより、維持管理を徹底する。
施設の稼働	排出ガス（ごみ焼却施設の煙突）	<ul style="list-style-type: none"> ●煙突から排出される臭気濃度は 1,000 以下とし、悪臭の発生を抑制する。 ●臭気発生場所は密閉化構造にするとともに、室内を負圧にすることにより、臭気の漏洩を防止する。 ●臭気発生場所には脱臭設備を設置することにより、臭気を適切に処理する。
臭	機械等の稼働（し尿処理施設の臭突）	<ul style="list-style-type: none"> ●臭突から排出される臭気濃度は 300 以下とし、悪臭の発生を抑制する。 ●臭気発生場所は密閉化構造にするとともに、室内を負圧にすることにより、臭気の漏洩を防止する。 ●臭気発生場所には脱臭設備を設置することにより、臭気を適切に処理する。
地形及び地質	土壤汚染	<ul style="list-style-type: none"> ●排出ガス設備等の維持管理（燃焼温度 850℃以上、滞留時間 2 秒以上の運転条件等）を徹底することにより、排出ガスに含まれるダイオキシン類の発生量を抑制する。
温室効果ガス等	二酸化炭素	<ul style="list-style-type: none"> ●焼却対象ごみ量を削減する。 ●ごみ処理に伴い発生するエネルギーを用いて高効率な発電を行う。 ●適正な運転管理及び設備管理により高効率な発電効率を維持する。 ●所内の電力及びエネルギー使用量の節約等により所内動力の低減を図る。

表-10.1.1 (4) 環境保全対策（土地又は工作物の存在及び供用）

			環境保全対策の内容
大気質 廃棄物及びし尿等の搬出入 廃棄物の発生	窒素酸化物 浮遊粒子状物質		<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物及びし尿等運搬等車両の空ぶかし運転等の回避、アイドリングストップ等を徹底する。
	粉じん等		<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物及びし尿等運搬等車両のタイヤ洗浄を行う。 ●廃棄物及びし尿等運搬等車両の空ぶかし運転等の回避、アイドリングストップ等を徹底する。
騒音 振動	道路交通騒音		<ul style="list-style-type: none"> ●市道の規制速度である時速40kmを遵守するように、収集運搬業者に対して指導を徹底する。 ●廃棄物及びし尿等運搬等車両の空ぶかし運転等の回避、アイドリングストップ等を徹底する。 ●廃棄物及びし尿等運搬等車両の搬出入は、通常の稼働時間帯を行い早朝及び夜間には行わない。 ●廃棄物及びし尿等運搬等車両は始業前点検を行うことにより性能維持に努め、整備不良による騒音を生じさせないように努める。
	道路交通振動		<ul style="list-style-type: none"> ●市道の規制速度である時速40kmを遵守するように、収集運搬業者に対して指導を徹底する。 ●廃棄物及びし尿等運搬車の空ぶかし運転等の回避、アイドリングストップ等を徹底する。 ●廃棄物及びし尿等運搬等車両の搬出入は、通常の稼働時間帯を行い早朝及び夜間には行わない。 ●廃棄物及びし尿等運搬車は始業前点検を行うことにより性能維持に努め、整備不良による振動を生じさせないように努める。
	廃棄物等	一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ●焼却対象ごみ量の削減に努める。 ●スラグ、メタル、溶融飛灰、金属類残渣は資源化を行う。 ●脱水汚泥は、ごみ焼却施設で助燃剤として再資源化を行う ●沈砂及びし渣は、ごみ焼却施設で適正に処理を行う。

第11章 事後調査計画等

11.1 事後調査計画

事後調査は、工事の実施及び施設の供用後における周辺環境の状況を把握し、本事業により環境への著しい影響が確認された場合には、必要な措置を講ずることで影響を回避・低減することを目的として実施する。事後調査計画は、表-11.1.1に示すとおりである。

【選定理由】

- ・大気質（降下ばいじん）は、建設機械の稼働に伴う予測の結果、敷地境界（北側）において、環境保全対策を実施しない場合に約32t/km²/月（夏季）、散水による環境保全対策を実施した場合に約11t/km²/月（夏季）となり、環境保全対策を実施しない場合に「降下ばいじんの評価の参考値=20t/km²/月」を超過する可能性があることから選定した。
- ・道路交通騒音及び交通量は、工事中の資材等運搬車両及び供用後のごみ収集車両等の運行に伴う予測の結果、上三永方面において、工事中及び供用後の道路交通騒音レベルが65～66dBとなり、「参考とする環境基準値=65dB」を超過する可能性があることから選定した。なお、土与丸方面の予測結果は環境基準値を下回るが、併せて同日に調査を行うことにより状況を把握する。
- ・水質（飲用井戸）については、方法書段階における地元住民の要望等を反映した。
- ・水質（^{おり}錐池）、動物・植物（錐池及び周辺湿地）については、準備書に対する県知事意見を反映した。

表-11.1.1 事後調査計画

調査項目		調査時期	調査地点	調査頻度
大気質	降下ばいじん	工事中 (平成30年6月頃)	・敷地境界の代表地点	・1ヶ月（連続捕集） 切土工等及び施設等の設置による影響が最大となる時期
騒音	道路交通騒音 及び交通量	工事中 (平成30年6月頃)	・上三永方面 ・土与丸方面	・1回/日（6時～22時） 資材等運搬車両の運行による影響が最大となる時期
		供用後 (平成32年10月頃)		・1回/日（6時～22時） ごみ収集車両等の運行による影響が最大となる時期
水質	飲用井戸 (水道法に定める全51項目 ^{注)})	工事中 (平成30年6月頃)	・周辺地域の代表地点	・1回 切土工等及び施設等の設置による影響が最大となる時期
水質	生活環境項目 健康項目 ダイオキシン類	造成工事の完了後 (平成29年4月以降)	・錐池	・1回 造成工事に伴う影響の有無を把握するため、造成工事が完了した時期
動物・植物 (主に重要種を対象)		造成工事の完了後 (平成29年4月以降)	・錐池及び周辺湿地	
動物	個体の移動を実施した重要種	供用後 (平成32年10月以降)	・個体を移動した地点	・1回～2回 対象種の生態等を考慮して最適な時期
植物	個体の移動を実施した重要種	供用後 (平成32年10月以降)	・個体を移動した地点	・1回～2回 対象種の生態等を考慮して最適な時期

注) 水質の飲用井戸は、亜硝酸態窒素（基準：0.04mg/L以下）を追加し全51項目とした（「水質基準に関する省令等の一部を改正する省令」平成26年2月28日厚生労働省令第15号）。なお、施行は平成26年4月1日。

11.2 環境監視計画

供用後において、施設の稼働に伴う環境への影響を把握するため、環境監視項目等（排ガス等）を計画した。環境監視計画【施設関係】は、表-11.2.1に示すとおりである。

また、周辺地域への影響を把握するため、周辺環境の監視項目（環境大気等）を選定した。環境監視計画【周辺地域関係】（案）は表-11.2.2に示すとおりである。なお、本調査については、既存施設で設置している「公害監視委員会」等の設置と併せて、詳細な調査内容を検討していく予定である。

表-11.2.1 環境監視計画【施設関係】

環境監視項目		監視地点	監視頻度
大気質 (排ガス)	硫黄酸化物、ばいじん 塩化水素、窒素酸化物	排ガス排出口	6月に1回以上 かつ連続測定
	一酸化炭素	排ガス排出口	連続測定
	ダイオキシン類	排ガス排出口	1年に1回以上
大気質 (燃焼設備)	燃焼温度	炉内	連続測定
	集じん器 (入口ガス温度)	集じん器入口	連続測定
騒音・振動	騒音レベル 振動レベル	敷地境界の 代表地点	1回/年(24時間)
悪臭	特定悪臭物質22項目 及び臭気指数	排気口及び 敷地境界の 代表地点	1回/年
水質	全8項目(水素イオン 濃度(pH)、生物化学的 酸素要求量(BOD)、浮 遊物質量(SS)、ノルマ ルヘキサン抽出物質含 有量(鉱油類)、ノルマ ルヘキサン抽出物質含 有量(動植物油脂類)、 窒素含有量、リン含有 量、よう素消費量)	放流口 (公共下水道)	1回/月

表-11.2.2 周辺環境の監視計画【周辺地域関係】(案)

周辺環境の監視項目		調査地点	調査頻度 【1年間(平成32年度以降)】
環境大気	窒素酸化物、二酸化硫黄、 浮遊粒子状物質、塩化水 素、ダイオキシン類	周辺地域の 代表地点	4回/年 (7日間連続調査)
悪臭	特定悪臭物質22項目 及び臭気指数	周辺地域の 代表地点	1回/年(夏季に実施)
飲用井戸	水道法に定める全51項目	周辺地域の 代表地点	1回/年(夏季に実施)
土壤	ダイオキシン類	周辺地域の 代表地点	1回/年

11.3 事後調査結果の公表

事後調査結果の公表は、表－11.3.1に示すとおり、閲覧の場所において地元住民等が閲覧できるようにする。

表－11.3.1 事後調査結果の公表

	閲覧の場所	閲覧の日時
工事中 (平成30年6月頃～)	賀茂環境衛生センター 施設内（管理事務所） 住所：東広島市西条町上三永 766番地1	平日 8時30分～17時15分 (土曜、日曜及び国民の祝日 は除く)
供用後 (平成32年10月頃～)	広島中央エコパーク 施設内（管理事務所） 住所：東広島市西条町上三永地内	平日 8時30分～17時15分 (土曜、日曜及び国民の祝日 は除く)

第12章 環境影響の総合的な評価

12.1 環境影響の総合的な評価

本事業による環境への影響について、予測の結果、環境保全対策、評価の結果等及び事後調査計画をふまえ、総合的に評価した。環境影響の総合的な評価は、表－12.1.1に示すとおりである。

総合的な評価としては、環境保全対策を講じることにより、実行可能な範囲で環境への影響を回避・低減した計画であると評価する。

表-12.1.1 (1) 環境影響の総合的な評価（工事の実施）

			予測の結果	環境保全対策	評価の結果等		事後調査 計画
					環境の保全の基 準等との整合性	適合	
建設機械の稼働	大気質	窒素酸化物	・建設機械の寄与分を含む二酸化窒素の年間98%値は、敷地境界において、0.0367ppmと予測された。	・工事工程の調整 ・建設機械の定期的な点検整備の実施等 ・排出ガス対策型建設機械を積極的に採用	・環境基準値を下回る。	○	・なし
		粉じん	・粉じんが飛散する可能性がある風速（地上10mで風速5.5m/s以上）の出現割合は、1年間で0.1%であった。	・作業状況に応じた十分な散水	・5.5m/s以上の風速の出現割合が0.1%と少ないことから、粉じんの飛散は少ないと評価した。	○	・なし
	騒音	建設作業騒音	・敷地境界において最大で79dBと予測された。	・工事工程の調整 ・建設機械の定期的な点検整備の実施等 ・低騒音型建設機械を積極的に採用	・規制基準値を下回る。	○	・なし
	振動	建設作業振動	・敷地境界において最大で65dBと予測された。	・工事工程の調整 ・建設機械の定期的な点検整備の実施等 ・低振動型建設機械を積極的に採用	・規制基準値を下回る。	○	・なし
資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行	大気質	窒素酸化物、浮遊粒子状物質	・資材等運搬車両の寄与分を含む二酸化窒素の年間98%値は、最大で0.019ppmと予測された。また、浮遊粒子状物質の年間2%除外値は、最大で0.053mg/m ³ と予測された。	・車両の走行ルートの分散 ・資材等運搬車両の空ぶかし運転等の回避等	・環境基準値を下回る。	○	・なし
		粉じん	・粉じんが飛散する可能性がある風速（地上10mで風速5.5m/s以上）の出現割合は、1年間で0.1%であった。	・作業状況に応じた十分な散水	・5.5m/s以上の風速の出現割合が0.1%と少ないことから、粉じんの飛散は少ないと評価した。	○	・なし
	騒音	道路交通騒音	・上三永方面において最大で65dBと予測された。	・車両の走行ルートの分散 ・規制速度（時速40km）の遵守 ・資材等運搬車両の空ぶかし運転等の回避等 ・資材等運搬車両の搬出入時間の制限 ・資材等運搬車両の始業前点検	・参考とする環境基準値以下となる。	△	・実施する（工事中の道路交通騒音及び交通量調査）
	振動	道路交通振動	・上三永方面において最大で35dBと予測された。	・規制速度（時速40km）の遵守 ・資材等運搬車両の空ぶかし運転等の回避等 ・資材等運搬車両の搬出入時間の制限 ・資材等運搬車両の始業前点検	・要請限度を下回る。	○	・なし

表-12.1.1 (2) 環境影響の総合的な評価（工事の実施）

			予測の結果	環境保全対策	評価の結果等		事後調査 計画
					環境の保全の基 準等との整合性	適合	
切 土 工 等 及 び 施 設 等 の 設 置 等	大 気 質	粉じん等(降下ばいじん)	<ul style="list-style-type: none"> 降下ばいじんの予測の結果、敷地境界(北側)において、環境保全対策を実施しない場合に約32t/km²/月(夏季)、散水による環境保全対策を実施した場合に約11t/km²/月(夏季)と予測された。 	<ul style="list-style-type: none"> 作業状況に応じた十分な散水 	<ul style="list-style-type: none"> 散水を行わない場合には、降下ばいじんの評価の参考値=20t/km²/月を超過する可能性がある。 	△	<ul style="list-style-type: none"> 実施する(工事中の降下ばいじん量調査)
	水質	土砂による水の濁り	<ul style="list-style-type: none"> 三永川においてSS濃度が最大79mg/Lと予測された。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災調整池の工事を優先して実施 造成法面等の緑化等 工事区域を分けて段階的に整備 	<ul style="list-style-type: none"> 農業(水稻)用水基準値を下回る。 	○	<ul style="list-style-type: none"> なし
	廃棄物等	建設工事に伴う副産物	<ul style="list-style-type: none"> 伐採木は約3,000t、建設副産物は約374t発生すると予測された。 	<ul style="list-style-type: none"> 伐採木はチップ化 造成工事中の土量バランスは極力ゼロ 資源化可能なものは資源化を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 発生量の低減、資源化及び適正な処理を行うことから、廃棄物等による影響は少ないと評価した。 	○	<ul style="list-style-type: none"> なし

表－12.1.1(3) 環境影響の総合的な評価（土地又は工作物の存在及び供用）

			予測の結果	環境保全対策	評価の結果等		事後調査 計画
					環境の保全の基 準等との整合性	適合	
地形 改 変 後 の 土 地 及 び 施 設 の 存 在	動物	重要な種 及び注目 すべき生 息地	・現地調査において確認さ れた動物の重要種のうち、27種の生息環境の 一部が改変されると予 測された。	・残置森林の保全 ・個体の移動 ・雨水側溝の工夫 ・照明の工夫 ・在来種による法面緑化等	・残置森林の保 全、個体の移 動等を行なう ことから、動 物への影響 は少ないと 評価した。	○	・実施する (供用後に 移動個体の モニタリン グ調査)
	植物	重要な種 及び群落	・現地調査において確認さ れた植物の重要種のうち、3種の生育環境の 一部が改変されると予 測された。	・個体の移動	・個体の移動を 行なうことか ら、植物への 影響は少な いと評価し た。	○	・実施する (供用後に 移動個体の モニタリン グ調査)
	生態系	地域を特 徴づける 生態系	・生態系の注目種のうち、 5種の生息・生育環境の 一部が改変されると予 測された。	・残置森林の保全 ・個体の移動 ・雨水側溝の工夫 ・在来種による法面緑化等	・残置森林の保 全、個体の移 動等を行なう ことから、生 態系への影 響は少ないと 評価した。	○	・なし
	景観	主要な眺 望点及び 景観資源 並びに主 要な眺望 景観	・St.1、St.2、St.6にお いて施設を視認できる ことが予測された。	・造成法面等の緑化等 ・在来種の植樹 ・発注仕様書に周辺環境と の調和を図る事項を記 載 ・「ふるさと広島の景観の 保全と創造に関する条例」に準拠	・在来種の植 樹、緑化等を 行なうことか ら、景観への 影響は少な いと評価し た。	○	・なし
	人 と 自 然 と の 触 れ 合 い の 活 動 の 場	主要な人 と自然と の触れ合 いの活動 の場	・西国街道（山道）は改 変区域外であり、改変は行 われない。 ・ごみ収集車等の台数は、 現況と比較した結果、ご み収集車等の大型車は 増加しない。なお、職員 (通勤車)の小型車につ いては、現況の6台/日 から、供用後は20台/日 に増加する。	・造成区域を西国街道（山 道）から可能な限り離す ・規制速度（時速40km） の遵守（ウォーキング等 の利用者に対する安全 性の配慮）	・西国街道（山 道）は改変さ れない、また、規制速度 時速40kmを 遵守することによ り市道の利用環 境は維持でき ると評価し た。	○	・なし

表-12.1.1(4) 環境影響の総合的な評価（土地又は工作物の存在及び供用）

			予測の結果	環境保全対策	評価の結果等		事後調査 計画
					環境の保全の基 準等との整合性	適合	
施設の稼働	大気質	硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、有害物質	・最大着地濃度出現地点において、排ガスの寄与分を含む二酸化硫黄の年平均値は 0.0048ppm、1 時間値は 0.0247ppm、二酸化窒素の年平均値は 0.0092ppm、1 時間値は 0.0611ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は 0.0508mg/m ³ 、1 時間値は 0.0794ppm、塩化水素の年平均値は 0.0016ppm、1 時間値は 0.0177ppm、ダイオキシン類の年平均値は 0.0135pg-TEQ/m ³ と予測された。	・乾式法による硫黄酸化物及び塩化水素の発生抑制 ・触媒脱硝装置による窒素酸化物の発生抑制 ・ろ過式集じん器によるばいじん及びダイオキシンの発生抑制 ・排出ガス設備等の維持管理によるダイオキシン類の発生抑制	・環境基準値等を下回る。	○	・なし
	騒音	施設騒音	・敷地境界において最大で 44dB と予測された。	・機器の屋内設置 ・騒音の少ない機種選定 ・設備点検の徹底 ・必要に応じて消音器の設置	・規制基準値を下回る。	○	・なし
	振動	施設振動	・敷地境界において最大で 46dB と予測された。	・振動の大きな機械については独立基礎または防振装置の設置 ・振動の少ない機種選定 ・設備点検の徹底	・振動感覚閾値を下回る。	○	・なし
	悪臭	排出ガス（ごみ焼却施設の煙突）	・臭気指数は、敷地境界（北側約 60m）において、10 未満と予測された。	・煙突から排出される臭気濃度を 1,000 以下とする ・臭気発生場所の密閉化等 ・脱臭設備の設置	・臭気指数 10 未満（住民の大多数が悪臭による不快感を持つことがない濃度未満）	○	・なし
		機械等の稼働（し尿処理施設の臭突）	・臭気指数は、敷地境界（北東側約 40m）において、10 未満と予測された。	・臭突から排出される臭気濃度を 300 以下とする ・臭気発生場所の密閉化等 ・脱臭設備の設置	・臭気指数 10 未満（住民の大多数が悪臭による不快感を持つことがない濃度未満）	○	・なし
	地形及び地質	土壤汚染	・排ガスの寄与分を含む大気中のダイオキシン類は、最大着地濃度出現地点において、0.0135pg-TEQ/m ³ であり、大気質の環境基準値 (0.6 pg-TEQ/m ³) を十分に下回っている。	・排出ガス設備等の維持管理によるダイオキシン類の発生抑制	・周辺地域の土壤中のダイオキシン類は、環境基準値を十分に下回っていることから、既存施設よりも排出ガス量が軽減される新施設の稼働による影響は小さいものと考えられる。	○	・なし

表-12.1.1 (5) 環境影響の総合的な評価（土地又は工作物の存在及び供用）

			予測の結果	環境保全対策	評価の結果等		事後調査 計画
施設 の稼 働	温 室 効 果 ガ ス 等	二酸化炭 素			環境の保全の基 準等との整合性	適合	
		・シャフト炉式で8,139t-CO ₂ /年、流動床式で-284t-CO ₂ /年と予測された。	・焼却対象ごみ量の削減 ・高効率な発電の実施 ・高効率な発電効率の維持 ・所内電力の節約	・高効率な発電等を行うことから、温室効果ガスによる影響は少ないと評価した。	○	・なし	
廃棄物及びし尿等の搬出入	大気質	窒素酸化物、浮遊粒子状物質	・ごみ収集車等の寄与分を含む二酸化窒素の年間98%値は、最大で0.020ppmと予測された。また、浮遊粒子状物質の年間2%除外値は、最大で0.053mg/m ³ と予測された。	・ごみ収集車等のタイヤ洗浄 ・ごみ収集車等の空ぶかし運転等の回避等	・環境基準値を下回る。	○	・なし
		粉じん	・粉じんが飛散する可能性がある風速（地上10mで風速5.5m/s以上）の出現割合は、1年間で0.1%であった。	・ごみ収集車等のタイヤ洗浄 ・ごみ収集車等の空ぶかし運転等の回避等	・5.5m/s以上の風速の出現割合が0.1%と少ないことから、粉じんの飛散は少ないと評価した。	○	・なし
	騒音	道路交通騒音	・上三永方面において最大で66dBと予測された。 ※増加する騒音レベルのうち、一般車両が2dB、施設関係車両が1dB	・規制速度（時速40km）の遵守 ・ごみ収集車等の空ぶかし運転等の回避等 ・ごみ収集車等の搬出入時間の制限 ・ごみ収集車の始業前点検	・参考に設定した環境基準値を1dB上回る。	△	・実施する（稼働後の道路交通騒音調査）
	振動	道路交通振動	・上三永方面において最大で36dBと予測された。	・規制速度（時速40km）の遵守 ・ごみ収集車等の空ぶかし運転等の回避等 ・ごみ収集車等の搬出入時間の制限 ・ごみ収集車の始業前点検	・要請限度を下回る。	○	・なし
廃棄物の発生	廃棄物等	一般廃棄物	・ごみ焼却施設は、シャフト炉式で12,700t/年、流動床式で9,900t/年と予測された。発生する廃棄物は、スラグ、メタル、溶融飛灰は資源化を実施 ・脱水汚泥は助燃剤として再資源化 ・沈砂及びし渣はごみ焼却施設で適正に処理 ・し尿処理施設は、約8,890t/年と予測された。発生する廃棄物は、脱水汚泥、沈砂、し渣である。	・焼却対象ごみ量の削減 ・スラグ、メタル、溶融飛灰は資源化を実施 ・脱水汚泥は助燃剤として再資源化 ・沈砂及びし渣はごみ焼却施設で適正に処理	・焼却対象ごみ量の低減、資源化及び適正な処理を行うことから、廃棄物等による影響は少ないと評価した。	○	・なし

12.2 賀茂環境衛生センターと新施設の比較

【排ガス】

賀茂環境衛生センターと新施設の排出ガス量及び濃度の比較は、表-12.2.1に示すとおりである。

排出ガス（物質毎）の比較グラフは図-12.2.1に示すとおりで、約41%～約80%の削減となる。

表-12.2.1 賀茂環境衛生センターと新施設の排ガス量及び濃度の比較

		賀茂環境衛生センター	新施設
排出ガス量	湿ガス	140,000Nm ³ /h	82,500Nm ³ /h
	乾ガス(O ₂ 12%換算値)	116,000Nm ³ /h	68,750Nm ³ /h
排出ガス濃度 (O ₂ 12%換算値)	硫黄酸化物	80ppm	50ppm
	窒素酸化物	100ppm	80ppm
	ばいじん	0.03g/Nm ³	0.01g/Nm ³
	塩化水素	120ppm	50ppm
	ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/Nm ³	0.1ng-TEQ/Nm ³
排出ガス量 (物質毎)	硫黄酸化物	9.28Nm ³ /h	3.44Nm ³ /h
	窒素酸化物	11.60Nm ³ /h	5.50Nm ³ /h
	ばいじん	3.48kg/h	0.69kg/h
	塩化水素	13.92Nm ³ /h	3.44Nm ³ /h
	ダイオキシン類	11.6 μg-TEQ/h	6.88 μg-TEQ/h

注) 新施設の排ガス条件は、メーカーアンケート調査結果による。

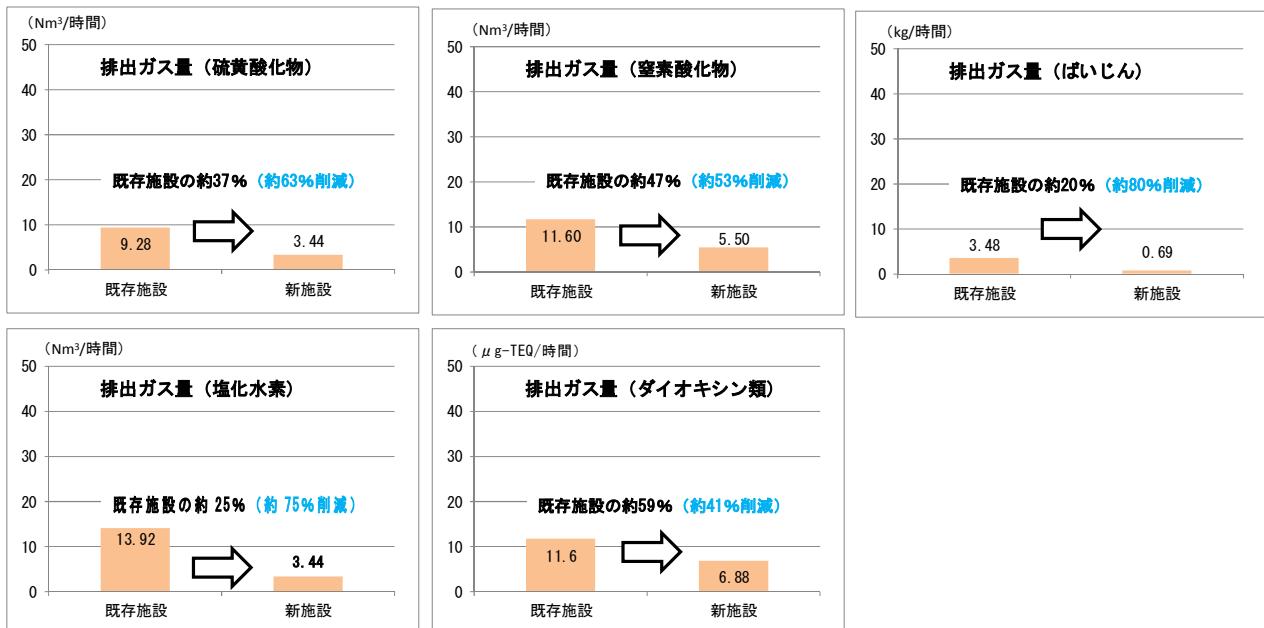


図-12.2.1 排出ガス（物質毎）の比較グラフ

【温室効果ガス】

賀茂環境衛生センターと新施設の温室効果ガスの発生量の比較は、表-12.2.2に示すとおりである。

温室効果ガスの比較グラフは図-12.2.2に示すとおりで、シャフト炉式では $21,032\text{t-CO}_2/\text{年}$ 、流動床式では $29,455\text{t-CO}_2/\text{年}$ の削減となる。

表-12.2.2 賀茂環境衛生センターと新施設の温室効果ガスの発生量の比較

温室効果ガスの 発生量 (t-CO ₂ /年)	賀茂環境衛生センター ^{注1)}	新施設 ^{注2)}	
		シャフト炉式	流動床式
ごみ処理	29,171	9,986	9,986
		10,470	2,283
		-12,317	-12,553
燃料	29,171	8,139	-284
電力			
合計	29,171	8,139	-284

注1) 広島中央環境衛生組合資料より

注2) 「9.13 温室効果ガス等」(表-9.13.9 参照)

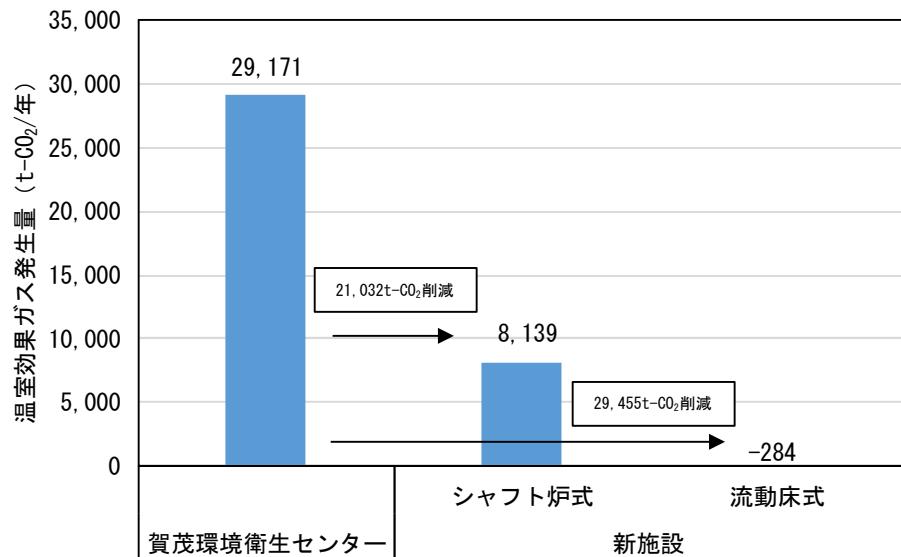


図-12.2.2 賀茂環境衛生センターと新施設の温室効果ガスの発生量の比較

12.3 賀茂環境衛生センターの臭気調査結果と考察

既存施設の臭気調査結果は、表-12.3.1に示すとおりである。

臭気調査は、平成8年度と平成14年度に既存施設の敷地境界において、入口付近と南東側(上三永地区の方向)の2地点で実施されている。

調査の結果、平成8年度ではアンモニアが0.2~0.3ppm、硫化水素が0.002~0.019ppm確認されたものの、平成14年度にはともに定量下限値未満であった(アンモニアの定量下限値は0.1ppm、硫化水素の定量下限値は0.001ppm)。

また、臭気指数は、平成8年度と平成14年度において2地点とも臭気指数10未満であった。

これらの結果より、既存施設からの悪臭の影響は小さく、周辺の生活環境に影響を及ぼすものではないと考えられる。

表-12.3.1 賀茂環境衛生センター(既存施設)の臭気調査結果

調査項目		既存施設の敷地境界			
		入口付近		南東側(上三永地区の方向)	
		平成8年度	平成14年度	平成8年度	平成14年度
特定悪臭物質22項目	アンモニア	0.2ppm	ND (定量下限値未満)	0.3ppm	ND (定量下限値未満)
	硫化水素	0.002ppm	ND (定量下限値未満)	0.019ppm	ND (定量下限値未満)
	その他 20項目	ND (定量下限値未満)	ND (定量下限値未満)	ND (定量下限値未満)	ND (定量下限値未満)
臭気指数		10未満	10未満	10未満	10未満

(調査地点)

建設候補地

賀茂環境衛生センター
(既存施設)

入口付近

南東側 (上三永地区の方向)

(承認番号 平26情複、第1073号)

第13章 準備書に対する意見及び都市計画決定権者の見解

13.1 準備書に対する住民意見の概要及び都市計画決定権者の見解

準備書に対する住民意見の概要及び都市計画決定権者の見解は、表－13.1.1に示すとおりである。

表－13.1.1 (1) 準備書に対する住民意見の概要及び都市計画決定権者の見解

準備書に対する住民意見	都市計画決定権者の見解
(1) 事業計画 ①保安林の伐採について 下記の理由により、新施設建設に係わる保安林解除に反対です。 ・建設候補地は麓山・松ヶ山頂上付近の 19.2 ヘクタールの広大な保安林であり、これを伐採することは、本来の保安林の目的である、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備を著しく阻害することに繋がる。 ・特に森林の土壤が降水を貯留し洪水・鉄砲水・土石流を緩和する機能、また水質浄化機能が著しく低下することを懸念する。麓住民および田畠の水源として利用する農家にとって、また地下水を飲料水として利用する住民にとって、生活の安全が守られない計画は認められない。	建設候補地の造成工事及び防災調整池の設計は、「開発事業に関する技術的指導基準」（平成26年5月、広島県）に基づき行います。 同基準は、開発行為に伴う地盤沈下、がけ崩れ、出水等による災害の防止を行うための基準となっています。 したがって、建設候補地の森林の伐採行為に伴い、土砂の崩壊等が発生する可能性は低いと考えています。 また、造成工事中は、建設候補地の森林の伐採行為に伴い土砂による濁水の発生が考えられます。しかし、濁水は、防災調整池（沈砂池）の整備によって農業（水稻）用水基準=100mg/Lを下回ります（準備書 p. 9-5-26）。 したがって、森林の伐採行為に伴う水質の浄化機能が著しく低下することはないと考えています。 また、地下水（飲用井戸）については、継続的に調査を行い、水質の把握を行っていく予定です（準備書 p. 11-1～2）。

表-13.1.1 (2) 準備書に対する住民意見の概要及び都市計画決定権者の見解

準備書に対する住民意見	都市計画決定権者の見解
<p>②ごみ焼却施設の処理方式について</p> <p>簾山・松ヶ山頂上付近に設置されるガス化溶融炉の導入には、下記の環境保全の問題があります。現在の候補地は相応しくありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高温（約1300℃）、高圧の可燃ガスを発生させるため、爆発事故を起こす危険性があり、火災が発生した場合、山林火災に繋がり大きな災害となる。 ・重金属が大気中に放出される可能性が調査されていない。高台からの拡散による危険性を住民に告知すべきである。 ・人災、天災などのより事故が発生した場合（例えば、バグフィルターの破損、その他リスクは多々ある）、大量の有害物質・ダイオキシンが大気に放出される。高台にあらため、被害は広範囲に拡大する。 	<p>ガス化溶融炉は、処理対象物を高温で焼却・溶融する方式です。新施設の炉形式は、炉内を負圧に保つことにより爆発の要因となる炉内からのガス漏れを防ぎます。したがって、ガス化溶融炉が爆発を起こす危険性は低いと考えています。</p> <p>重金属は、溶融処理後の溶融飛灰に多く含まれますが、排ガス処理設備のバグフィルタにより溶融飛灰としてほとんどが除去されます。したがって、大気中に放出される重金属による周辺環境への影響は小さいと考えています。</p> <p>新施設は、最新の設計基準等に基づき設計を行い、耐震性等に係る安全性を確保します。</p> <p>さらに、新施設は、緊急時には安全に停止する機能を有する施設を計画しています。</p> <p>今後の新施設の最終設計段階では、過去の災害事例を踏まえるとともに、防災対策をできる限り取り入れ、災害、事故等の緊急時におけるマニュアルを作成し、周辺環境への配慮に努めたいと考えています。</p> <p>また、新施設は災害対応も可能な施設とします。</p>
<p>③処理能力について</p> <p>施設全般計画について、計画処理能力 ごみ処理施設 300t/日・し尿処理施設 300k1/日の処理能力を将来にわたっても遵守する事。処理施設増設等による処理能力アップは、今回の環境影響評価を根底より覆すこととなり地域住民との基本協定が守られなくなる。将来にわたって建設候補地内の増設・改築・能力アップが行われないことを確約することを強く要望する。</p>	<p>本環境影響評価準備書は、計画処理能力ごみ処理施設 300t/日、し尿処理施設 300k1/日を想定した評価です。</p> <p>ご要望については、真摯に対応いたします。</p>
<p>④敷地面積について</p> <p>2012年3月地元説明会で説明を受けた新施設計画の概要では、全体計画面積 10ha (100,000m²) であったが、新施設の配置計画【都市計画を決定する範囲】では面積 19.2ha (192,000m²) となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面積の増えた理由の説明をもとめる。 ・造成計画（案）での具体的造成計画（案）の開示をもとめる。 	<p>準備書に記載している建設候補地の面積は、約 19.2ha のうち、造成区域が約 9.1ha、残置森林が約 10.1ha となっています（準備書 p.5-5、p.5-22、p.9-5-22）。2012年3月に説明した全体計画面積 10ha は、このうち造成面積にあたります。</p> <p>具体的な造成計画（案）は、現在設計中です。造成計画が出来次第お知らせします。</p>

表－13.1.1 (3) 準備書に対する住民意見の概要及び都市計画決定権者の見解

準備書に対する住民意見	都市計画決定権者の見解
⑤排出ガス量について 排出ガス量のうち塩化水素 3.34 は 3.44 に修正すべきです。	ご指摘のとおり、誤記であることから評価書で修正します (p. 5-5, p. 12-7)。
⑥煙突口径について 煙突の表記に口径 0.8m の内筒 3 本、外筒 1 本を示しては…	ご指摘をふまえ、評価書で追記します (p. 5-5)。
⑦排出ガス温度について 排出ガスの温度 194°C はどこの部分の値を指しているのでしょうか。例えば煙突頂部の放出口、あるいは煙突下部の入り口など。	煙突頂部の出口温度です。

表－13.1.1 (4) 準備書に対する住民意見の概要及び都市計画決定権者の見解

準備書に対する住民意見	都市計画決定権者の見解
<p>(2) 環境全般 ①想定外の災害について</p> <p>近年日本では想定外の災害が当然のように、各地で発生しています。広島の土砂災害、徳島の豪雪、火山活動、地震、原発事故どれもこれも想定をはるかに超えて多くの被害を出しています。この施設も豪雨、豪雪、地震（南海トラフ、安芸灘）に襲われる可能性は否定できないと思います、環境保全の見地から大規模災害に対する検討はされていますか？これから災害では現在発生している規模の物は全て想定の範囲内になると思います。高台に作る（迷惑）施設は、被害の拡大、拡散速度に問題が多いと考えます。住民は想定外、想定内であれ、被害を受け入れることになります。高台に建設するのであれば、非常時の対策に現状を踏まえて検討していただきたい。</p>	<p>新施設は、最新の設計基準等に基づき設計を行い、耐震性等に係る安全性を確保します。さらに、新施設は、緊急時には安全に停止する機能を有する施設を計画しています。今後の新施設の最終設計段階では、過去の災害事例を踏まえるとともに、防災対策をできる限り取り入れ、災害、事故等の緊急時におけるマニュアルを作成し、周辺環境への配慮に努めたいと考えています。また、新施設は災害対応も可能な施設とします。</p>
<p>環境アセスメントについて、この施設は高台に予定されています。今後予想されている南海トラフ地震において想定外の被害により汚染物質が高台から流出した場合どのような対策、環境評価をされていますか、通常時の評価では取り留めた対策はないと思います。安全神話の崩れた原発同様何が起こるかわかりません、このような施設は流末地区、被害が拡散しにくい地区に建設すべきと考えます。高台に建設をするときは、公害の発生に伴う、被害予測、対策等の環境評価をお願いしたい。</p>	
<p>環境の問題について、通常時の運転、長期に亘る運転時には、環境保全は可能と思われるが、大規模災害における汚染物質の拡散を検討されているか？大気汚染は風の方向により、三永、竹原方面、西条方面に拡散する、西条方面は酒蔵等があり影響があるのではないか（風評被害、大気汚染）また、水質汚濁は事故発生のため四方八方に広がり長年においては地下水に影響が発生するのではないか？調査は部分採掘による推測であり、完全に否定できるものではない。このような汚染を発生する施設を山の上等に建設することは、空爆と同じで、事故の対処が難しく、拡散し易い、以上より通常時より事故における環境の保全が難しい場所には建設しないほうが良いと考え、この計画は環境に対する挑戦であり無謀と考える。</p>	

表－13.1.1 (5) 準備書に対する住民意見の概要及び都市計画決定権者の見解

準備書に対する住民意見	都市計画決定権者の見解
<p>②災害対策について</p> <p>今年発生した広島大規模土砂災害の事例教訓が、「広島中央エコパーク整備事業に係る環境影響評価準備書」には何も記述網羅されていない。上三永地区・下三永地区には「土砂災害の警戒地域図及び特別警戒区域図（土砂災害防止法）」があり、三永川より北側のほとんどの地域・区域が急傾斜警戒区域・急傾斜特別警戒区域・土石流警戒区域・土石流特別警戒区域に指定されている。新施設建設のための開発造成により地域の環境は変化して警戒・特別警戒区域内の重大災害の発生確率が拡大します。指定の警戒・特別警戒区域の見直しと災害防止対策を環境影響評価準備書に網羅する事。又、広島大規模土砂災害の事例教訓を基に、指定内地域住民の安全確保の観点から「早めの気象情報の収集と早めの避難」活動のため組合と対策協議会との防災協議を強化してほしい。</p>	<p>建設候補地の造成工事及び防災調整池の設計は、「開発事業に関する技術的指導基準」（平成26年5月、広島県）に基づき行います。</p> <p>同基準は、開発行為に伴う地盤沈下、がけ崩れ、出水等による災害の防止を行うための基準となっています。</p> <p>したがって、建設候補地の開発行為に伴い、土砂の崩壊等が発生する可能性は低いと考えています。</p> <p>また、地域住民の安全確保の観点から、今後の協議事項とさせていただきます。</p>

表－13.1.1 (6) 準備書に対する住民意見の概要及び都市計画決定権者の見解

準備書に対する住民意見	都市計画決定権者の見解								
<p>(3) 予測及び評価 ①大気質</p> <p>環境影響を受ける範囲を、風速平均 1.3m、指針の平地 800m の 2 倍の 1.6km と設定されているが、今回建設場所は高台にあり、想定範囲以上に影響範囲は広いと考えられる。又、実際の風速・風向からも寄与濃度の予測はあまりにも範囲が狭く、再評価が必要である。</p> <p>説明会で寄与濃度が非常に小さい為、広範囲の調査は必要ないとの説明があったが、ダイオキシンは人体に入ると分解・排出されない性質があり、人体に蓄積され続ける。そのような危険物質の拡散範囲を正確に調査し住民に告知しないことは非常に問題である。</p>	<p>準備書の煙突排出ガスによる大気汚染物質の最大着地濃度出現距離は年平均値で 600m、1 時間値で 1,600m と予測されました（準備書 p. 9-1-114、p. 9-1-121、下表）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>最大着地濃度 出現距離</th> <th>排出ガスの 影響範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年平均値</td> <td>600m</td> <td rowspan="2">半径 1.6km</td> </tr> <tr> <td>1 時間値</td> <td>1,600m</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、一般的には、年平均値の最大着地濃度出現距離の 2 倍を見込み影響範囲を設定する例が多く、年平均値の 2 倍で設定すると最大着地濃度出現距離は $600\text{m} \times 2 = 1,200\text{m}$ となりますが、新施設の影響範囲は、安全側を見込み建設候補地から半径 1.6km としています。</p> <p>また、予測に用いた気象条件は、賀茂環境衛生センターの屋上において 1 年間測定した風速等を新施設の煙突高に補正した風速等としています。</p> <p>準備書の計算上の予測範囲は、建設候補地から $2.5\text{km} \times 2.5\text{km}$ と設定しているため、影響範囲である建設候補地から半径 1.6km に対して、十分に広い範囲を設定しています。しかしながら、準備書においては、排出ガスの寄与濃度が一定以上となる濃度のみを表示していました。ご指摘のとおり、予測範囲が狭いという誤解を招かないよう、評価書においては、寄与濃度が小さくなる範囲を追記いたします。（評価書 p. 9-1-116～p. 9-1-120 を修正予定）。</p>		最大着地濃度 出現距離	排出ガスの 影響範囲	年平均値	600m	半径 1.6km	1 時間値	1,600m
	最大着地濃度 出現距離	排出ガスの 影響範囲							
年平均値	600m	半径 1.6km							
1 時間値	1,600m								

表－13.1.1 (7) 準備書に対する住民意見の概要及び都市計画決定権者の見解

準備書に対する住民意見	都市計画決定権者の見解
<p>②騒音・振動</p> <p>今回の環境影響評価は、周辺住民の生活に影響を及ぼす下記項目の評価が十分考慮されていない結果となっている。</p> <p>評価のやり直しをお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物及びし尿等の搬出入について、周辺住民が生活している場所での騒音・振動の評価がされていない。周辺住民に与える影響を考慮して、周辺住民が安心して暮らせる環境を目指した評価・対応をお願いします。 	<p>廃棄物収集車両の調査・予測地点は、概ね全ての収集車両が国道2号から合流し、市道において車両台数が最大となることから、市道土与丸上三永線(上流側の2車線で直線ルート地点)を選定しました。</p> <p>また、市道沿いの国道2号から入口付近には、住居が点在していますが、市道の道幅が狭く、離合も困難な場所であることから、直線ルート地点において騒音・振動調査を行い、通常走行による現況を把握しました。</p> <p>ただし、将来的に市道が2車線に整備されることから、予測・評価については2車線の道路断面を設定しました。</p> <p>なお、収集運搬車両等が合流する前の東広島市方面と竹原市方面の国道2号(2方向)に関しては、現況の一般交通量約2万台/日に対して、施設供用後の収集運搬車両等1,056台/日(2方向の台数の分散は考慮していない)の寄与率が約5%と低いことから、国道2号における騒音・振動の影響の程度は小さいと考えています。</p> <p>施設供用後は、収集運搬業者に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道の規制速度を遵守するよう指導する。 ・運搬車の空ぶかし運転等の回避、アイドリングストップ等を徹底させる。 ・通常の稼働時間外の搬入を禁止する。 ・運搬車の整備を徹底させる。 <p>以上の環境保全対策により、道路交通振動の影響を回避・低減させます。(準備書 p. 9-3-27)</p>
<p>③悪臭</p> <p>今回の環境影響評価は、周辺住民の生活に影響を及ぼす下記項目の評価が十分考慮されていない結果となっている。</p> <p>評価のやり直しをお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物及びし尿等の搬出入についての悪臭の評価がなされていない。現在、周辺住民は搬出入の際の悪臭に困っています。説明会で再調査の回答を頂いたが、市のホームページに掲載された質疑応答の概要には異なった回答が記載されている。 	<p>廃棄物及びし尿等の搬出入については、以下の環境保全対策を実施することにより、搬入ルート沿道における悪臭の影響を低減する計画とします。</p> <p>【ごみ収集車の環境保全対策】 ごみ収集車は、基本的にパッカー車とします。また、ごみ収集車は、定期的かつ必要に応じて、本施設に設置する洗浄装置で洗浄します。</p> <p>【し尿収集車の環境保全対策】 し尿収集車は、特に吸入ホース部分からの臭いが問題になると考えられます。したがって、し尿収集車には、必ずホース部分を、本施設に設置する洗浄装置で洗浄するように徹底します。</p>

表－13.1.1 (8) 準備書に対する住民意見の概要及び都市計画決定権者の見解

準備書に対する住民意見	都市計画決定権者の見解
<p>④発電効率の比較について p. 150 の燃料の予測結果と電力の予測結果のデータをもとにシャフト炉式と流動床式の発電効率を試算すると、シャフト炉式では 16.7%、流動床式では 20.0%となりました。発電効率も比較評価の項目に加えるべきではありませんか。</p>	<p>要約書の p. 150 は、温室効果ガス等の予測及び評価の記載箇所になることから、発電効率の比較評価は行いません。 なお、発電効率等に関しては、新施設の発注時の総合評価における評価項目に、入れる予定です。</p>
<p>(3) その他 ①訴訟問題について この案件は協定違反の疑義について訴訟中です、広島県は裁判が確定してから進めたいただきたい。</p>	<p>環境の保全の見地からの意見でないため見解を控えます。</p>
<p>②処理方式の比較における評価項目について シャフト炉、流動床炉、ストーカー炉の比較評価で最終処分場に関する項目数が他の項目数と比べて異常に多いと感じます。 また、事業は固定費と運転管理費に分けるのが良いのでは。</p>	<p>最終的な事業選定で処理方式が決定します。その際の評価の参考とさせていただきます。</p>
<p>③シャフト式とストーカー炉の総合評価について 1. 最終処分場に関する項目を 2~3 に減らす 2. 事故例の評価を見直す 3. 事業費を固定費と運転管理費に分ける 4. 発電効率を評価項目に追加する このような変更を行って再評価すれば結果は拮抗するのではありませんか。</p>	

13.2 準備書に対する県知事意見及び都市計画決定権者の見解

準備書に対する県知事意見及び都市計画決定権者の見解は、表-13.2.1に示すとおりである。

表-13.2.1 (1) 準備書に対する県知事意見及び都市計画決定権者の見解

準備書に対する県知事意見	都市計画決定権者の見解
1 全体的事項 <p>環境影響評価の実効性を確保する観点から、次の措置を講じること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係住民等からの情報収集の窓口を設置するなど、関係者との情報交換を密にし、迅速な環境影響の把握及び対応（公表を含む）に努めること。 	関係住民等からの情報収集の窓口を設置するなど、関係者との情報交換を密接に行い、迅速な環境影響の把握に努めます。また、事後調査の結果は、工事中に賀茂環境衛生センター、供用後に広島中央エコパークに閲覧の場所を設け、地元住民等が閲覧できるようにします（準備書・評価書 p. 11-3）。
<ul style="list-style-type: none"> 現段階で予測し得ない環境影響等の問題が生じた場合は、原因究明を図るとともに、速やかに関係機関と協議して、適切な対策を講じること。 	現段階で予測し得ない環境影響等の問題が生じた場合は、原因究明を図るとともに、速やかに関係機関と協議して、適切な対策を講じます。
<ul style="list-style-type: none"> 事業を進めるに当たっては、地元住民の理解を得て進めるよう努めること。 	事業を進めるに当たっては、地元住民の理解を得て進めるよう努めます。
2 個別的事項 <p>(1) 騒音</p> <p>上三永方面の廃棄物及びし尿等の搬出入車両による騒音について、環境保全対策を徹底するとともに、搬出入車両による影響を把握し、必要に応じてさらなる環境影響の低減に努めること。</p>	<p>上三永方面の廃棄物及びし尿等の搬出入車両による騒音について、環境保全対策を徹底します。</p> <p>また、搬出入車両による影響を把握するため、工事中及び供用後に調査を行います。調査内容としましては、工事中は、資材等運搬車両の運行による影響が最大となる時期である平成30年6月頃に道路交通騒音及び交通量の調査を行う予定です。（準備書・評価書 p. 11-1）</p> <p>供用後は、ごみ収集車両等の運行による影響が最大となる時期である平成32年10月頃に道路交通騒音及び交通量の調査を行う予定です。（準備書・評価書 p. 11-1）</p> <p>なお、工事中及び供用後において、環境への影響が確認された場合は、更なる環境保全措置について関係機関と協議を行い、環境影響の低減に努めます。</p>

表-13.2.1 (2) 準備書に対する県知事意見及び都市計画決定権者の見解

準備書に対する県知事意見	都市計画決定権者の見解
<p>(2) 悪臭 今後東広島市において導入される予定の臭気指数による規制基準の順守を図ること。</p>	<p>悪臭防止対策を確実に実施するとともに、新施設の事業活動に伴って発生する悪臭の影響が大きくならないように、適切な維持管理を行い、臭気指数による規制基準の遵守に努めます。 なお、予測結果は当該規制基準を満足しています。</p>
<p>(3) 動物及び植物 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業実施区域北部に隣接する湿地において、ニホンヒキガエル、ヒメタヌキモ等の希少種等の生息・生育が確認されていることから、造成工事の実施に当たっては、過剰な土砂の流入等がないよう万全を期すとともに、排水口の位置に配慮すること。また、当該湿地について、工事による影響の有無を確認するため、水質、動物及び植物の事後調査を行うこと。 ・ 工事中及び供用後において、対象事業実施区域内外で新たに希少な動植物が確認された場合には、必要に応じて保全措置を講じること。 ・ 動植物の移動に当たっては、有識者の指導・助言を得て、移動先の生態系にも十分配慮のうえ、対象となる種ごとに適した場所を綿密に調査し、選定すること。 また、移動された動植物については、供用後も個体群が存続できるよう、有識者の意見や指導を得ながら、必要に応じて適切な措置を講ずるよう努めること。 </p>	<p>・ 造成工事における土砂の流入対策及び排水溝の位置については、適切な対策が講じられるように造成設計時に検討を行います。 また、^{おもり}錐池及び周辺湿地は、造成工事に伴う影響の有無を把握するため造成工事の完了後に事後調査を行います。事後調査は、水質を錐池において平成29年4月以降、動物及び植物を錐池及び周辺湿地において平成29年4月以降に行う予定です（評価書p.11-1）。</p> <p>・ 工事中及び供用後においても、新たに希少な動植物が確認された場合は、必要に応じて保全措置を講じます。また、動植物の移動場所については、有識者の指導・助言を得ながら、対象種ごとに適した場所を綿密に調査し、移動先の生態系にも十分配慮のうえ選定します。さらに、移動した動植物については、供用後も個体群が存続できるよう、有識者の指導・助言を得ながら事後調査を実施し、必要に応じて適切な保全措置を検討・実施する予定です。</p> <p>・ 本調査で確認された希少種については、概ね、下図の流れで対応していく予定です。</p> <pre> graph TD A[移動の対象種] --> B[移動先の現地確認と選定] B -- "有識者 (指導・助言)" --> C[移動の実施] B -- "生息・生育環境が適しているか検討" --> D[工事の実施] C --> E[供用開始] D --> F[生息・生育状況の確認] G["【工事中・供用後】 新たに希少な動植物が 確認された場合は、別 途、環境保全措置を検討"] --> D G --> E H["有識者 (指導・助言)"] --> F </pre>

表－13.2.1 (3) 準備書に対する県知事意見及び都市計画決定権者の見解

準備書に対する県知事意見	都市計画決定権者の見解
(4) 生態系 ・残置森林は、人が適切に管理することによって機能や動植物の多様性が維持される森林（植林地や二次林）が大部分を占めていることから、準備書に示すとおり、下草刈り等、適切な管理に努めること。 ・造成に伴う生息地域の分断等による生態系への影響が最小限となるよう、準備書に示すとおり、雨水側溝の構造上の工夫等、個体の移動経路の確保に努めること。 ・供用後、湿地の生物の生息・生育環境に悪影響を及ぼさないよう法面の維持管理を適切に実施すること。	<ul style="list-style-type: none"> 準備書に記載（準備書・評価書 p.9-9-20）のとおり、間伐や下草刈り等により適切な管理に努めます。 準備書に記載（準備書・評価書 p.9-9-20）のとおり、施設内に設置する雨水側溝の構造を工夫し、小型動物（哺乳類・爬虫類・両生類等）の個体の移動経路の確保に努めます。 造成法面は、周辺の植生との調和と動植物の多様性を確保するため、必要に応じて草刈り等の適切な維持管理を行います。
(5) 人と自然との触れ合いの活動の場 工事の実施時においても、西国街道の利用者の活動に支障を及ぼすことのないよう、安全に配慮すること。	西国街道は、建設候補地の区域外であり、工事中も利用が可能です。また、工事中の資材及び機械等の運搬に用いる車両の走行は、道路交通法に準拠し、利用者の安全性に配慮します。
(6) 廃棄物等 伐採木について、資源化できないものについては、適正に処理すること。	資源化が困難な伐採木は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に準拠し、適正な処理を行います。
(7) 温室効果ガス等 温室効果ガスの発生量の低減を図るため、工事の実施時において温室効果ガスの低減に努めるとともに、施設の稼働において高効率な発電の維持に努めること。	<p>工事の実施時においては、建設機械及び資材等運搬車両の定期的な点検整備の実施、稼働台数の低減、低排出ガスの機種選定、空ぶかし運転等の回避及びアイドリングストップ等を徹底し、温室効果ガスの低減に努めます。</p> <p>施設の稼働においては、適正な運転管理及び設備管理により、高効率な発電の維持に努めます。</p>

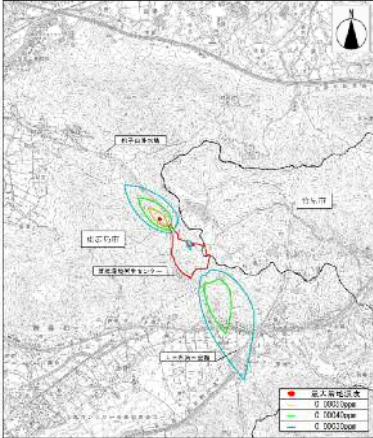
第14章 環境影響評価準備書記載事項の修正の概要

環境影響評価準備書記載事項の修正の概要は、表－14.1.1に示すとおりである。

表－14.1.1 (1) 環境影響評価準備書記載事項の修正の概要

項目等	準備書	評価書	修正の理由
第5章 5.4.2 施設の概要 (2)施設の概要 【p. 5-5】 【p. 5-16】	表－5.4.1、表－5.4.11 ・煙突口径 : 0.8m	表－5.4.1、表－5.4.11 ・煙突口径 : 口径 0.8m の内 筒 3 本、外筒 1 本	住民意見を 踏まえ、より 具体的な内 容に修正し た。
同上 【p. 5-5】	表－5.4.1 (排出ガス量) ・塩化水素 : 3.34Nm ³ /h	表－5.4.1 (排出ガス量) ・塩化水素 : 3.44Nm ³ /h	住民意見を 踏まえ、誤記 を訂正した。
5.4.5 資源化物等 【p. 5-16】	文章中の語句 表－5.4.10 ・し尿汚泥	文章中の語句 表－5.4.10 ・脱水汚泥	使用する語 句の統一を 図った。
	表－5.4.10 ・流動床式 (溶融飛灰) 2,800t/年	表－5.4.10 ・流動床式 (溶融飛灰) 2,700t/年	再度計算を 行い訂正し た。 (p. 9-12-7 の訂正分)
	表－5.4.10 の注釈 ・注) メーカーアンケート調 査結果及び新ごみ処理施 設技術検討委員会資料に よる。	表－5.4.10 の注釈 ・注) メーカーアンケート調 査結果 (p. 9-12-7 、 p. 9-12-8 参照) による。 また、脱水汚泥は新ごみ処 理施設技術検討委員会資 料による。	より分かり やすい記載 に修正した。
第9章 9.1 大気質 9.1.2 調査結果 (4) 地上気象 【p. 9-1-15】	表－9.1.3	表－9.1.3 ・表の下段に 年間の平均風速 (1.3m/s) を追記した。	より分かり やすい記載 に修正した。
9.1.3 予測及び評価 (1)工事の実施 a)建設機械の稼 働に伴う窒素酸 化物 ④予測結果 【p. 9-1-52】	図－9.1.25	図－9.1.25 ・図に縮尺 S=1:30,000 を追記した。	より分かり やすい図に 修正した。
c)資材及び機械 等の運搬に用い る車両の運行に 伴う窒素酸化物 及び浮遊粒子状 物質 ③予測条件 【p. 9-1-62】	図－9.1.30 (タイトル) 廃棄物及びし尿等の搬出入 に伴う窒素酸化物及び浮遊 粒子状物質の予測地点	図－9.1.30 (タイトル) 資材及び機械等の運搬に用 いる車両の運行に伴う窒素 酸化物及び浮遊粒子状物質 の予測地点	誤記を訂正 した。

表－14.1.1 (2) 環境影響評価準備書記載事項の修正の概要

項目等	準備書	評価書	修正の理由
(2) 土地又は工作物の存在及び供用 a) 施設の稼働 (排出ガス) ③予測条件 【p. 9-1-103】	表－9.1.56 ・煙突口径 : 0.8m	表－9.1.56 ・煙突口径 : 口径 0.8m の内 筒 3 本、外筒 1 本	住民意見を 踏まえ、より 具体的な内 容に修正し た。
9.1.3 予測及び評価 (2) 土地又は工作物の存在及び供用 a) 施設の稼働 (排出ガス) ④予測結果 【p. 9-1-116～120】	図－9.1.48 (1)  図－9.1.48 (1)	図－9.1.48 (1) ・さらに寄与濃度が小さくな る範囲を表示した。 ・図に縮尺 S=1:30,000 を追記した。 図－9.1.48 (1) 図－9.1.48 (2)～(5) についても同様な修正 を行った。	住民意見を 踏まえ、より 分かりやす い図に修正 した。
【p. 9-1-120】	図－9.1.48 (1) ・凡例の単位 : pg/m ³	図－9.1.48 (1) ・凡例の単位 : pg-TEQ/m ³	単位を修正 した。
9.2 騒音 9.2.3 予測及び評価 (1) 工事の実施 b) 資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行 ⑤評価 【p. 9-2-35】	表－9.2.16 (1) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">環境基準値 (dB)</div>	表－9.2.16 (1) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">【参考】 環境基準値 (dB)</div>	より分かり やすい記載 に修正した。
【p. 9-2-36】	図－9.2.12 ・騒音レベル (L _{Aeq})	図－9.2.12 ・騒音レベル (L _{A5})	記号を訂正 した。 (なお、予測 は L _{A5} を計 算してい ることから、 予測 値に変更は ない。)

表－14.1.1 (3) 環境影響評価準備書記載事項の修正の概要

項目等	準備書	評価書	修正の理由																								
(2) 土地又は工作物の存在及び供用 a) 施設の稼働 (機械等の稼働) ⑤評価 【p. 9-2-46】	<p>文章中の語句</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「騒音に係る環境基準＝60dB（昼間）、50dB（夜間）」 ・環境基準 ・昼間及び夜間 <p>表－9.2.20</p> <p>表－9.2.20 施設騒音の予測結果と環境基準の比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測時期</th> <th>時間区分</th> <th>最大予測結果(dB)</th> <th>環境基準値(dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成32年10月頃</td> <td>昼間</td> <td>44</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td></td> <td>夜間</td> <td>50</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>① 昼間(6時～22時)、夜間(22時～翌6時)</p>	予測時期	時間区分	最大予測結果(dB)	環境基準値(dB)	平成32年10月頃	昼間	44	60		夜間	50		<p>文章中の語句</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特定工場等における騒音の規制基準＝60dB（昼間、朝・夕）、50dB（夜間）」 ・規制基準 ・昼間、朝・夕及び夜間 <p>表－9.2.20</p> <p>表－9.2.20 施設騒音の予測結果と環境基準の比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測時期</th> <th>時間区分</th> <th>最大予測結果(dB)</th> <th>環境基準値(dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成32年10月頃</td> <td>朝・夕</td> <td>44</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td></td> <td>夜間</td> <td>50</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>② 昼間(6時～8時)、朝間(8時～18時)、夕(18時～22時) 夜間(22時～翌6時)</p> <p>③ 増加基準値は管轄市内の第3種区域を適用した。</p>	予測時期	時間区分	最大予測結果(dB)	環境基準値(dB)	平成32年10月頃	朝・夕	44	60		夜間	50		環境の保全の基準等との整合性に用いた基準について、訂正した。
予測時期	時間区分	最大予測結果(dB)	環境基準値(dB)																								
平成32年10月頃	昼間	44	60																								
	夜間	50																									
予測時期	時間区分	最大予測結果(dB)	環境基準値(dB)																								
平成32年10月頃	朝・夕	44	60																								
	夜間	50																									
b) 廃棄物及びし尿等の搬出入 ③予測条件 【p. 9-2-50】	<p>表－9.2.23 (1)、(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6:00～6:00 の交通量 	<p>表－9.2.23 (1)、(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6:00～22:00 の交通量 	予測対象時間帯の交通量に修正した。 (なお、予測は 6:00～22:00 の交通量で計算していることから、予測値に変更はない。)																								
⑤評価 【p. 9-2-53】	<p>表－9.2.25 (1)</p> <table border="1"> <tr> <td>環境基準値(dB)</td> </tr> </table> <p>表－9.2.25 (1)</p> <table border="1"> <tr> <td>廃棄物等車両台数の増加に伴う増加分(dB)</td> </tr> <tr> <td>3</td> </tr> </table> <p>表－9.2.25 (1) の注釈</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注3) 上三永方面の廃棄物等車両台数の増加に伴う増加分は、約70%が一般車両の増加である。 	環境基準値(dB)	廃棄物等車両台数の増加に伴う増加分(dB)	3	<p>表－9.2.25 (1)</p> <table border="1"> <tr> <td>【参考】環境基準値(dB)</td> </tr> </table> <p>表－9.2.25 (1)</p> <table border="1"> <tr> <td>廃棄物等車両台数の増加に伴う増加分(dB)</td> </tr> <tr> <td>一般車両</td> <td>施設関係車両</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>表－9.2.25 (1) の注釈</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注3) 施設関係車両は、ごみ収集車等、自己搬入等、職員の車両を示す。 	【参考】環境基準値(dB)	廃棄物等車両台数の増加に伴う増加分(dB)	一般車両	施設関係車両	2	1	より分かりやすい記載に修正した。 技術審査会での指導を踏まえ、増加分の内訳を示した。															
環境基準値(dB)																											
廃棄物等車両台数の増加に伴う増加分(dB)																											
3																											
【参考】環境基準値(dB)																											
廃棄物等車両台数の増加に伴う増加分(dB)																											
一般車両	施設関係車両																										
2	1																										

表－14.1.1 (4) 環境影響評価準備書記載事項の修正の概要

項目等	準備書	評価書	修正の理由
9.3 振動 9.3.2 調査結果 (2) 道路交通振動 a) 道路交通振動 【p. 9-3-5】	図－9.3.3 ・グラフ中の記載 65dB (要請限度：昼間) 60dB (要請限度：夜間)	図－9.3.3 ・グラフ中の記載 【参考】 65dB (要請限度：昼間) 【参考】 60dB (要請限度：夜間)	より分かりやすい記載に修正した。
9.3.3 予測及び評価 (1) 工事の実施 b) 資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行 ⑤評価 【p. 9-3-18】	表－9.3.11 (1) 要請限度 (dB)	表－9.3.11 (1) 【参考】 要請限度 (dB)	より分かりやすい記載に修正した。
【p. 9-3-19】	図－9.3.7 ・振動レベル (L_{10}) 予測値	図－9.3.7 ・振動レベル (L_{10})	他のフロー図の表記との整合を図るため、削除した。
(2) 土地又は工作物の存在及び供用 b) 廃棄物及び屎尿等の搬出入 ⑤評価 【p. 9-3-28】	表－9.3.17 (1) 要請限度 (dB)	表－9.3.17 (1) 【参考】 要請限度 (dB)	より分かりやすい記載に修正した。
9.9 生態系 9.9.3 予測及び評価 (1) 土地又は工作物の存在及び供用 ②予測方法 【p. 9-9-11】	図－9.9.4 ・生息する生態系 ・生息環境	図－9.9.4 ・生息・生育する生態系 ・生息・生育環境	p. 9-9-10(前ページ)の表記との整合を図るため、追記した。

表-14.1.1 (5) 環境影響評価準備書記載事項の修正の概要

項目等	準備書	評価書	修正の理由																																																													
9.11 人と自然との触れ合いの活動の場 9.11.3 予測及び評価 (1) 土地又は工作物の存在及び供用 a) 地形改変後の土地及び施設の存在 ②予測方法【p.9-11-10】 ④予測結果【p.9-11-12】	<p>図-9.11.11 予測フロー</p>	<p>図-9.11.11 予測フロー</p>	技術審査会での指導を踏まえ、ごみ収集車等の走行による影響について、台数の比較による記載内容に修正した。																																																													
	<p>イ. ごみ収集車等の走行による影響</p> <p>西国街道（市道）におけるごみ収集車等の走行による影響の程度を把握するため、現況と供用後のごみ収集車等の割合を比較した。</p> <p>比較の結果、表-9.11.5に示すとおり、ごみ収集車等の割合は、現況≈3.3%から供用後≈1.3%となる。よって、ごみ収集車等の割合は2%減少すると予測された。</p> <p>なお、ごみ収集車等の大型車は、現況と同様に4台/日であり、職員の小型車のみ20台/日に増加する。</p>	<p>イ. ごみ収集車等の走行による影響</p> <p>西国街道（市道）におけるごみ収集車等の走行による影響の程度を把握するため、現況と供用後のごみ収集車等の台数を比較した。</p> <p>比較の結果、表-9.11.5に示すとおり、ごみ収集車等の大型車は増加しない。</p> <p>なお、職員（通勤車）の小型車については、現況の6台/日から、供用後は20台/日に増加する。</p>																																																														
	<p>【準備書】表-9.11.5</p> <p>表-9.11.5 現況と供用後のごみ収集車等の割合の比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ケース</th> <th>予測地点</th> <th>車種等</th> <th>現況</th> <th>供用後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">ケース2</td> <td rowspan="6">西国街道 (市道)</td> <td>大型車</td> <td>ごみ収集車等</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>[台/日]</td> <td>一般車両</td> <td>2</td> <td>248</td> </tr> <tr> <td>小型車</td> <td>職員</td> <td>6</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>[台/日]</td> <td>一般車両</td> <td>286</td> <td>1,582</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計 [台/日]</td> <td>298</td> <td>1,854</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ごみ収集車等（大型車）及び職員（小型車）</td> <td>10</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ごみ収集車等の割合</td> <td>3.3%</td> <td>1.3% (2%減少)</td> </tr> </tbody> </table> <p>↓</p> <p>【評価書】表-9.11.5</p> <p>表-9.11.5 現況と供用後のごみ収集車等の台数の比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ケース</th> <th>予測地点</th> <th>車種等</th> <th>現況</th> <th>供用後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">ケース2</td> <td rowspan="6">西国街道 (市道)</td> <td>大型車</td> <td>ごみ収集車等</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>[台/日]</td> <td>一般車両</td> <td>2</td> <td>248</td> </tr> <tr> <td>小型車</td> <td>職員（通勤車）</td> <td>6</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>[台/日]</td> <td>一般車両</td> <td>286</td> <td>1,582</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計 [台/日]</td> <td>298</td> <td>1,854</td> </tr> </tbody> </table>	ケース	予測地点	車種等	現況	供用後	ケース2	西国街道 (市道)	大型車	ごみ収集車等	4	4	[台/日]	一般車両	2	248	小型車	職員	6	20	[台/日]	一般車両	286	1,582		合計 [台/日]	298	1,854		ごみ収集車等（大型車）及び職員（小型車）	10	24		ごみ収集車等の割合	3.3%	1.3% (2%減少)	ケース	予測地点	車種等	現況	供用後	ケース2	西国街道 (市道)	大型車	ごみ収集車等	4	4	[台/日]	一般車両	2	248	小型車	職員（通勤車）	6	20	[台/日]	一般車両	286	1,582		合計 [台/日]	298	1,854	
ケース	予測地点	車種等	現況	供用後																																																												
ケース2	西国街道 (市道)	大型車	ごみ収集車等	4	4																																																											
		[台/日]	一般車両	2	248																																																											
		小型車	職員	6	20																																																											
		[台/日]	一般車両	286	1,582																																																											
			合計 [台/日]	298	1,854																																																											
			ごみ収集車等（大型車）及び職員（小型車）	10	24																																																											
	ごみ収集車等の割合	3.3%	1.3% (2%減少)																																																													
ケース	予測地点	車種等	現況	供用後																																																												
ケース2	西国街道 (市道)	大型車	ごみ収集車等	4	4																																																											
		[台/日]	一般車両	2	248																																																											
		小型車	職員（通勤車）	6	20																																																											
		[台/日]	一般車両	286	1,582																																																											
			合計 [台/日]	298	1,854																																																											

表-14.1.1 (6) 環境影響評価準備書記載事項の修正の概要

項目等	準備書	評価書	修正の理由																																																			
9.12 廃棄物等 9.12.2 予測及び評価 (1)工事の実施 a)切土工等及び施設等の設置 ④予測結果 【p. 9-12-2】	表-9.12.2 ・スギの個々の現存量 0.114 (t/本)	表-9.12.2 ・スギの個々の現存量 0.076 (t/本)	再度計算を行い訂正した。																																																			
同上 【p. 9-12-3】	<p>【準備書】表-9.12.3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>植生の種類</th><th>面積 (ha)</th><th>伐採木の本数 (本)</th><th>個々の現存量 (t/本)</th><th>伐採量 (乾燥重量) (t)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アカマツ</td><td>0.07</td><td>150</td><td>0.039</td><td>6</td></tr> <tr> <td>スギ</td><td>0.03</td><td>50</td><td>0.114</td><td>6</td></tr> <tr> <td>広葉樹</td><td>9.0</td><td>16,200</td><td>0.090</td><td>1,458</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>9.1</td><td>16,400</td><td>—</td><td>1,470</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【評価書】表-9.12.3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>植生の種類</th><th>面積 (ha)</th><th>伐採木の本数 (本)</th><th>個々の現存量 (t/本)</th><th>伐採量 (乾燥重量) (t)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アカマツ</td><td>0.07</td><td>130</td><td>0.039</td><td>5</td></tr> <tr> <td>スギ</td><td>0.03</td><td>50</td><td>0.076</td><td>4</td></tr> <tr> <td>広葉樹</td><td>9.0</td><td>16,200</td><td>0.090</td><td>1,458</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>9.1</td><td>16,380</td><td>—</td><td>1,467</td></tr> </tbody> </table> <p>【準備書】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> $\text{伐採量 (t : 湿重量)} = \text{伐採量 (t : 乾燥重量)} \times 2$ $= 1,470 \times 2 = 2,940 \approx 3,000$ </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【評価書】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> $\text{伐採量 (t : 湿重量)} = \text{伐採量 (t : 乾燥重量)} \times 2$ $= 1,467 \times 2 = 2,934 \approx 3,000$ </div>	植生の種類	面積 (ha)	伐採木の本数 (本)	個々の現存量 (t/本)	伐採量 (乾燥重量) (t)	アカマツ	0.07	150	0.039	6	スギ	0.03	50	0.114	6	広葉樹	9.0	16,200	0.090	1,458	合計	9.1	16,400	—	1,470	植生の種類	面積 (ha)	伐採木の本数 (本)	個々の現存量 (t/本)	伐採量 (乾燥重量) (t)	アカマツ	0.07	130	0.039	5	スギ	0.03	50	0.076	4	広葉樹	9.0	16,200	0.090	1,458	合計	9.1	16,380	—	1,467			
植生の種類	面積 (ha)	伐採木の本数 (本)	個々の現存量 (t/本)	伐採量 (乾燥重量) (t)																																																		
アカマツ	0.07	150	0.039	6																																																		
スギ	0.03	50	0.114	6																																																		
広葉樹	9.0	16,200	0.090	1,458																																																		
合計	9.1	16,400	—	1,470																																																		
植生の種類	面積 (ha)	伐採木の本数 (本)	個々の現存量 (t/本)	伐採量 (乾燥重量) (t)																																																		
アカマツ	0.07	130	0.039	5																																																		
スギ	0.03	50	0.076	4																																																		
広葉樹	9.0	16,200	0.090	1,458																																																		
合計	9.1	16,380	—	1,467																																																		
(2)土地又は工作物の存在及び供用 a)廃棄物の発生 ④予測結果 【p. 9-12-7】	<p>文章中の語句 ・流動床式が 10,000t/年</p> <p>【準備書】表-9.12.8</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">廃棄物の種類</th><th colspan="2">発生量 (t/年) (注)</th><th rowspan="2">処理方式</th></tr> <tr> <th>シャフト炉式</th><th>流動床式</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スラグ</td><td>8,800</td><td>4,000</td><td>資源化</td></tr> <tr> <td>メタル</td><td>1,400</td><td>発生しない</td><td>資源化</td></tr> <tr> <td>溶融飛灰</td><td>2,500</td><td>2,800</td><td>資源化</td></tr> <tr> <td>金属類残渣</td><td>発生しない</td><td>3,200</td><td>資源化</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>12,700</td><td>10,000</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【評価書】表-9.12.8</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">廃棄物の種類</th><th colspan="2">発生量 (t/年) (注)</th><th rowspan="2">処理方式</th></tr> <tr> <th>シャフト炉式</th><th>流動床式</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スラグ</td><td>8,800</td><td>4,000</td><td>資源化</td></tr> <tr> <td>メタル</td><td>1,400</td><td>発生しない</td><td>資源化</td></tr> <tr> <td>溶融飛灰</td><td>2,500</td><td>2,700</td><td>資源化</td></tr> <tr> <td>金属類残渣</td><td>発生しない</td><td>3,200</td><td>資源化</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>12,700</td><td>9,900</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	廃棄物の種類	発生量 (t/年) (注)		処理方式	シャフト炉式	流動床式	スラグ	8,800	4,000	資源化	メタル	1,400	発生しない	資源化	溶融飛灰	2,500	2,800	資源化	金属類残渣	発生しない	3,200	資源化	合計	12,700	10,000	—	廃棄物の種類	発生量 (t/年) (注)		処理方式	シャフト炉式	流動床式	スラグ	8,800	4,000	資源化	メタル	1,400	発生しない	資源化	溶融飛灰	2,500	2,700	資源化	金属類残渣	発生しない	3,200	資源化	合計	12,700	9,900	—	
廃棄物の種類	発生量 (t/年) (注)		処理方式																																																			
	シャフト炉式	流動床式																																																				
スラグ	8,800	4,000	資源化																																																			
メタル	1,400	発生しない	資源化																																																			
溶融飛灰	2,500	2,800	資源化																																																			
金属類残渣	発生しない	3,200	資源化																																																			
合計	12,700	10,000	—																																																			
廃棄物の種類	発生量 (t/年) (注)		処理方式																																																			
	シャフト炉式	流動床式																																																				
スラグ	8,800	4,000	資源化																																																			
メタル	1,400	発生しない	資源化																																																			
溶融飛灰	2,500	2,700	資源化																																																			
金属類残渣	発生しない	3,200	資源化																																																			
合計	12,700	9,900	—																																																			

表－14.1.1 (7) 環境影響評価準備書記載事項の修正の概要

項目等	準備書	評価書	修正の理由																																										
9.13 温室効果ガス等 9.13.2 予測及び評価 【p. 9-13-2】	文章中の語句 ・燃料の使用（灯油、コークス、石炭、都市ガス、助剤）	文章中の語句 ・燃料の使用（灯油、コークス、石灰、都市ガス、助剤）	誤記を訂正した。																																										
【p. 9-13-3～4】	文章中の予測結果 ・ごみ処理に伴い発生する二酸化炭素は 9,980t-CO ₂ /年と予測された。	文章中の予測結果 ・ごみ処理に伴い発生する二酸化炭素は 9,986t-CO ₂ /年と予測された。	再度計算を行い訂正した。																																										
【準備書】表－9.13.4																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">活動行為</th> <th rowspan="2">ごみ種</th> <th rowspan="2">処理量 (t/年)^{注1)}</th> <th colspan="3">発生量 (t)^{注2)}</th> <th rowspan="2">CO₂発生量 (t-CO₂/年)</th> </tr> <tr> <th>CO₂</th> <th>CH₄</th> <th>N₂O</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ごみ処理</td> <td>一般廃棄物</td> <td>63,783</td> <td>—</td> <td>0.06</td> <td>3.62</td> <td>1,120</td> </tr> <tr> <td>プラスチック</td> <td>3,200</td> <td>8,860</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>8,860</td> </tr> <tr> <td>その他^{注3)}</td> <td>5,746</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>72,729</td> <td>8,860</td> <td>0.06</td> <td>3.62</td> <td>9,980</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 「一般廃棄物処理基本計画」(広島中央環境衛生組合、平成22年3月) 平成32年度の処理量 注2) CO₂発生量：処理量×温室効果ガスの排出係数（表－9.13.3参照） CH₄、N₂OのCO₂換算：CH₄またはN₂Oの発生量×地球温暖化係数（表－9.13.3参照） 注3) 不燃粗大、ビン・缶、有害ごみ等（二酸化炭素発生量は予測しない）</p>				活動行為	ごみ種	処理量 (t/年) ^{注1)}	発生量 (t) ^{注2)}			CO ₂ 発生量 (t-CO ₂ /年)	CO ₂	CH ₄	N ₂ O	ごみ処理	一般廃棄物	63,783	—	0.06	3.62	1,120	プラスチック	3,200	8,860	—	—	8,860	その他 ^{注3)}	5,746	—	—	—	—	合計	72,729	8,860	0.06	3.62	9,980							
活動行為	ごみ種	処理量 (t/年) ^{注1)}	発生量 (t) ^{注2)}				CO ₂ 発生量 (t-CO ₂ /年)																																						
			CO ₂	CH ₄	N ₂ O																																								
ごみ処理	一般廃棄物	63,783	—	0.06	3.62	1,120																																							
	プラスチック	3,200	8,860	—	—	8,860																																							
	その他 ^{注3)}	5,746	—	—	—	—																																							
合計	72,729	8,860	0.06	3.62	9,980																																								
【評価書】表－9.13.4																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">活動行為</th> <th rowspan="2">ごみ種</th> <th rowspan="2">処理量 (t/年)^{注1)}</th> <th colspan="3">発生量 (t-CO₂/年)^{注2)}</th> <th rowspan="2">合計 (t-CO₂/年)</th> </tr> <tr> <th>CO₂</th> <th>CH₄</th> <th>N₂O</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ごみ処理</td> <td>一般廃棄物</td> <td>63,783</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>1,121</td> <td>1,122</td> </tr> <tr> <td>プラスチック</td> <td>3,200</td> <td>8,864</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>8,864</td> </tr> <tr> <td>その他^{注3)}</td> <td>5,746</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>72,729</td> <td>8,864</td> <td>1</td> <td>1,121</td> <td>9,986</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 「一般廃棄物処理基本計画」(広島中央環境衛生組合、平成22年3月) 平成32年度の処理量 注2) CO₂発生量：処理量×温室効果ガスの係数（表－9.13.2参照） CH₄、N₂Oの発生量（CO₂換算）：処理量×温室効果ガスの排出係数（表－9.13.2参照） ×地球温暖化係数（表－9.13.3参照） 注3) 不燃粗大、ビン・缶、有害ごみ等（二酸化炭素発生量は予測しない）</p>				活動行為	ごみ種	処理量 (t/年) ^{注1)}	発生量 (t-CO ₂ /年) ^{注2)}			合計 (t-CO ₂ /年)	CO ₂	CH ₄	N ₂ O	ごみ処理	一般廃棄物	63,783	—	1	1,121	1,122	プラスチック	3,200	8,864	—	—	8,864	その他 ^{注3)}	5,746	—	—	—	—	合計	72,729	8,864	1	1,121	9,986							
活動行為	ごみ種	処理量 (t/年) ^{注1)}	発生量 (t-CO ₂ /年) ^{注2)}				合計 (t-CO ₂ /年)																																						
			CO ₂	CH ₄	N ₂ O																																								
ごみ処理	一般廃棄物	63,783	—	1	1,121	1,122																																							
	プラスチック	3,200	8,864	—	—	8,864																																							
	その他 ^{注3)}	5,746	—	—	—	—																																							
合計	72,729	8,864	1	1,121	9,986																																								
文章中の予測結果 ・シャフト炉式が 約 19,754t-CO ₂ /年		文章中の予測結果 ・シャフト炉式が 約 10,470t-CO ₂ /年																																											
【準備書】表－9.13.5																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">活動行為</th> <th rowspan="2">燃料の種類^{注1)}</th> <th colspan="2">使用量^{注1)} (灯油 : kL/年、その他 : t/年)</th> <th colspan="2">CO₂発生量(t-CO₂/年)</th> </tr> <tr> <th>シャフト炉式</th> <th>流動床式</th> <th>シャフト炉式</th> <th>流動床式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">燃料の使用</td> <td>灯油</td> <td>200</td> <td>290</td> <td>498</td> <td>722</td> </tr> <tr> <td>コークス</td> <td>2,250</td> <td>—</td> <td>9,225</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>石炭</td> <td>2,930</td> <td>—</td> <td>8,481</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>LPG</td> <td>—</td> <td>3.6</td> <td>—</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>助燃剤^{注2)}</td> <td>7,752</td> <td>7,752</td> <td>1,550</td> <td>1,550</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>19,754</td> <td>2,283</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				活動行為	燃料の種類 ^{注1)}	使用量 ^{注1)} (灯油 : kL/年、その他 : t/年)		CO ₂ 発生量(t-CO ₂ /年)		シャフト炉式	流動床式	シャフト炉式	流動床式	燃料の使用	灯油	200	290	498	722	コークス	2,250	—	9,225	—	石炭	2,930	—	8,481	—	LPG	—	3.6	—	11	助燃剤 ^{注2)}	7,752	7,752	1,550	1,550	合計			19,754	2,283	
活動行為	燃料の種類 ^{注1)}	使用量 ^{注1)} (灯油 : kL/年、その他 : t/年)				CO ₂ 発生量(t-CO ₂ /年)																																							
		シャフト炉式	流動床式	シャフト炉式	流動床式																																								
燃料の使用	灯油	200	290	498	722																																								
	コークス	2,250	—	9,225	—																																								
	石炭	2,930	—	8,481	—																																								
	LPG	—	3.6	—	11																																								
	助燃剤 ^{注2)}	7,752	7,752	1,550	1,550																																								
合計			19,754	2,283																																									
【評価書】表－9.13.5																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">活動行為</th> <th rowspan="2">燃料の種類^{注1)}</th> <th colspan="2">使用量^{注1)} (灯油 : kL/年、その他 : t/年)</th> <th colspan="2">CO₂発生量(t-CO₂/年)</th> </tr> <tr> <th>シャフト炉式</th> <th>流動床式</th> <th>シャフト炉式</th> <th>流動床式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">燃料の使用</td> <td>灯油</td> <td>200</td> <td>290</td> <td>498</td> <td>722</td> </tr> <tr> <td>コークス</td> <td>2,250</td> <td>—</td> <td>7,133</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>石炭</td> <td>2,930</td> <td>—</td> <td>1,289</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>LPG</td> <td>—</td> <td>3.6</td> <td>—</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>助燃剤^{注2)}</td> <td>7,752</td> <td>7,752</td> <td>1,550</td> <td>1,550</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>10,470</td> <td>2,283</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				活動行為	燃料の種類 ^{注1)}	使用量 ^{注1)} (灯油 : kL/年、その他 : t/年)		CO ₂ 発生量(t-CO ₂ /年)		シャフト炉式	流動床式	シャフト炉式	流動床式	燃料の使用	灯油	200	290	498	722	コークス	2,250	—	7,133	—	石炭	2,930	—	1,289	—	LPG	—	3.6	—	11	助燃剤 ^{注2)}	7,752	7,752	1,550	1,550	合計			10,470	2,283	
活動行為	燃料の種類 ^{注1)}	使用量 ^{注1)} (灯油 : kL/年、その他 : t/年)				CO ₂ 発生量(t-CO ₂ /年)																																							
		シャフト炉式	流動床式	シャフト炉式	流動床式																																								
燃料の使用	灯油	200	290	498	722																																								
	コークス	2,250	—	7,133	—																																								
	石炭	2,930	—	1,289	—																																								
	LPG	—	3.6	—	11																																								
	助燃剤 ^{注2)}	7,752	7,752	1,550	1,550																																								
合計			10,470	2,283																																									

表－14.1.1 (8) 環境影響評価準備書記載事項の修正の概要

項目等	準備書	評価書	修正の理由																																	
(9.13 温室効果ガス等継ぎ) 【p. 9-13-4～5】	<p>【準備書】表－9.13.6</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動行為</th><th>使用燃料</th><th>CO₂ (t)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">燃料</td><td>灯油 (kL)</td><td>2.49</td></tr> <tr><td>コークス (t)</td><td>3.17</td></tr> <tr><td>石炭 (t)</td><td>2.33</td></tr> <tr><td>LPG (t)</td><td>3.00</td></tr> <tr><td>助燃剤 (t)</td><td>0.20</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【評価書】表－9.13.6</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動行為</th><th>使用燃料</th><th>CO₂ (t)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">燃料</td><td>灯油 (kL)</td><td>2.49</td></tr> <tr><td>コークス (t)</td><td>3.17</td></tr> <tr><td>石灰 (t)</td><td>0.44</td></tr> <tr><td>LPG (t)</td><td>3.00</td></tr> <tr><td>助燃剤 (t)</td><td>0.20</td></tr> </tbody> </table>	活動行為	使用燃料	CO ₂ (t)	燃料	灯油 (kL)	2.49	コークス (t)	3.17	石炭 (t)	2.33	LPG (t)	3.00	助燃剤 (t)	0.20	活動行為	使用燃料	CO ₂ (t)	燃料	灯油 (kL)	2.49	コークス (t)	3.17	石灰 (t)	0.44	LPG (t)	3.00	助燃剤 (t)	0.20	誤記を訂正した。						
活動行為	使用燃料	CO ₂ (t)																																		
燃料	灯油 (kL)	2.49																																		
	コークス (t)	3.17																																		
	石炭 (t)	2.33																																		
	LPG (t)	3.00																																		
	助燃剤 (t)	0.20																																		
活動行為	使用燃料	CO ₂ (t)																																		
燃料	灯油 (kL)	2.49																																		
	コークス (t)	3.17																																		
	石灰 (t)	0.44																																		
	LPG (t)	3.00																																		
	助燃剤 (t)	0.20																																		
文章中の予測結果 ・シャフト炉式が 17,417t-CO ₂ /年、流動床式 が-290t-CO ₂ /年と予測さ れた。	文章中の予測結果 ・シャフト炉式が 8,139t-CO ₂ /年、流動床式 が-284t-CO ₂ /年と予測さ れた。	再度計算を行い訂正し た。																																		
【準備書】表－9.13.9	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">活動行為</th><th colspan="2">CO₂ 発生量 (t-CO₂/年)</th></tr> <tr> <th>シャフト炉式</th><th>流動床式</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ処理</td><td>9,980</td><td>9,980</td></tr> <tr> <td>燃料の使用</td><td>19,754</td><td>2,283</td></tr> <tr> <td>電力の発電</td><td>-12,317</td><td>-12,553</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>17,417</td><td>-290</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【評価書】表－9.13.9</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">活動行為</th><th colspan="2">CO₂ 発生量 (t-CO₂/年)</th></tr> <tr> <th>シャフト炉式</th><th>流動床式</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ処理</td><td>9,986</td><td>9,986</td></tr> <tr> <td>燃料の使用</td><td>10,470</td><td>2,283</td></tr> <tr> <td>電力の発電</td><td>-12,317</td><td>-12,553</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>8,139</td><td>-284</td></tr> </tbody> </table>	活動行為	CO ₂ 発生量 (t-CO ₂ /年)		シャフト炉式	流動床式	ごみ処理	9,980	9,980	燃料の使用	19,754	2,283	電力の発電	-12,317	-12,553	合計	17,417	-290	活動行為	CO ₂ 発生量 (t-CO ₂ /年)		シャフト炉式	流動床式	ごみ処理	9,986	9,986	燃料の使用	10,470	2,283	電力の発電	-12,317	-12,553	合計	8,139	-284	
活動行為	CO ₂ 発生量 (t-CO ₂ /年)																																			
	シャフト炉式	流動床式																																		
ごみ処理	9,980	9,980																																		
燃料の使用	19,754	2,283																																		
電力の発電	-12,317	-12,553																																		
合計	17,417	-290																																		
活動行為	CO ₂ 発生量 (t-CO ₂ /年)																																			
	シャフト炉式	流動床式																																		
ごみ処理	9,986	9,986																																		
燃料の使用	10,470	2,283																																		
電力の発電	-12,317	-12,553																																		
合計	8,139	-284																																		

表－14.1.1(9) 環境影響評価準備書記載事項の修正の概要

項目等	準備書	評価書	修正の理由
第11章 11.1 事後調査計画 【p. 11-1】	【準備書】表－11.1.1		県知事意見を踏まえ、事後調査計画の内容を見直した。 また、注釈はより分かりやすい記載に修正した。
調査項目 調査時期 調査地点 調査頻度			
大気質 降下ばいじん	工事中 (平成30年6月頃)	・敷地境界の代表地点	・1ヶ月(連続採集) 切土工等及び施設等の設置による影響が最大となる時期
騒音 道路交通騒音及び交通量	工事中 (平成30年6月頃) 供用後 (平成32年10月頃)	・上三永方面 ・上与丸方面	・1回/日(6時～22時) 資材等運搬車両の通行による影響が最大となる時期 ・1回/日(6時～22時) ごみ収集車両等の運行による影響が最大となる時期
水質 飲用井戸 (水道法に定める全51項目)	工事中 (平成30年6月頃)	・周辺地域の代表地点	・1回 切土工等及び施設等の設置による影響が最大となる時期
動物 個体の移動を実施した重要種	供用後 (平成32年10月以降)	・個体を移動した地点	・1回～2回 対象種の生態等を考慮して最適な時期
植物 個体の移動を実施した重要種	供用後 (平成32年10月以降)	・個体を移動した地点	・1回～2回 対象種の生態等を考慮して最適な時期
注) 亜硝酸態窒素(基準:0.04 mg/L以下)を追加した(「水質基準に関する省令等の一部を改正する省令」平成26年2月28日厚生労働省令第15号)。なお施行は平成26年4月1日。			
【選定理由】 ・水質(錘池)、動物・植物(錘池及び周辺湿地)については、準備書に対する県知事意見を反映した。			
【評価書】表－11.1.1			
調査項目 調査時期 調査地点 調査頻度			
大気質 降下ばいじん	工事中 (平成30年6月頃)	・敷地境界の代表地点	・1ヶ月(連続採集) 切土工等及び施設等の設置による影響が最大となる時期
騒音 道路交通騒音及び交通量	工事中 (平成30年6月頃) 供用後 (平成32年10月頃)	・上三永方面 ・上与丸方面	・1回/日(6時～22時) 資材等運搬車両の通行による影響が最大となる時期 ・1回/日(6時～22時) ごみ収集車両等の運行による影響が最大となる時期
水質 飲用井戸 (水道法に定める全51項目)	工事中 (平成30年6月頃)	・周辺地域の代表地点	・1回 切土工等及び施設等の設置による影響が最大となる時期
水質 生活環境項目 健康項目 ダイオキシン類	造成工事の完了後 (平成29年4月以降)	・錘池	・1回 造成工事に伴う影響の有無を把握するため、造成工事が完了した時期
動物・植物 (主に重要種を対象)	造成工事の完了後 (平成29年4月以降)	・錘池及び周辺湿地	
動物 個体の移動を実施した重要種	供用後 (平成32年10月以降)	・個体を移動した地点	・1回～2回 対象種の生態等を考慮して最適な時期
植物 個体の移動を実施した重要種	供用後 (平成32年10月以降)	・個体を移動した地点	・1回～2回 対象種の生態等を考慮して最適な時期
注) 水質の飲用井戸は、亜硝酸態窒素(基準:0.04 mg/L以下)を追加し全51項目とした(「水質基準に関する省令等の一部を改正する省令」平成26年2月28日厚生労働省令第15号)。なお、施行は平成26年4月1日。			
11.3 事後調査結果の公表 【p. 11-3】	表－11.3.1 工事中の閲覧の場所 賀茂環境衛生センター	表－11.3.1 工事中の閲覧の場所 賀茂環境衛生センター 施設内(管理事務所)	追記した。

表－14.1.1 (10) 環境影響評価準備書記載事項の修正の概要

項目等	準備書	評価書	修正の理由
第12章 12.1 環境影響の総合的な評価 【p. 12-4】	表－12.1.1 (3) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場 ・ごみ収集車等の割合は、現況と比較した結果、約 2%減少する。	表－12.1.1 (3) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場 ・ごみ収集車等の台数は、現況と比較した結果、ごみ収集車等の大型車は増加しない。なお、職員（通勤車）の小型車については、現況の 6 台/日から、供用後は 20 台/日に増加する。	技術審査会での指導を踏まえ、ごみ収集車等の走行による影響について、台数の比較による記載内容に修正した。
【p. 12-5】	表－12.1.1 (4) 施設騒音 ・環境の保全の基準等との整合性：環境基準値を下回る。	表－12.1.1 (4) 施設騒音 ・環境の保全の基準等との整合性：規制基準値を下回る。	環境の保全の基準等との整合性に用いた基準について、訂正した。
【p. 12-6】	表－12.1.1 (5) 二酸化炭素 ・予測の結果：シャフト炉式で 17,417t-CO ₂ /年、流動床式で -290t-CO ₂ /年と予測された。	表－12.1.1 (5) 二酸化炭素 ・予測の結果：シャフト炉式で 8,139t-CO ₂ /年、流動床式で -284t-CO ₂ /年と予測された。	再度計算を行い訂正した。
	表－12.1.1 (5) 道路交通騒音 ・予測の結果：上三永方面において最大で 66dB と予測された。	表－12.1.1 (5) 道路交通騒音 ・予測の結果：上三永方面において最大で 66dB と予測された。 ※增加する騒音レベルのうち、一般車両が 2dB、施設関係車両が 1dB	技術審査会での指導を踏まえ、増加分の内訳を示した。
	表－12.1.1 (5) 一般廃棄物 ・流動床式で 10,000t/年	表－12.1.1 (5) 一般廃棄物 ・流動床式で 9,900t/年	再度計算を行い訂正した。
12.2 賀茂環境衛生センターと新施設の比較 【p. 12-7】	表－12.2.1 図－12.2.1 (排出ガス量) ・塩化水素 : 3.34Nm ³ /h	表－12.2.1 図－12.2.1 (排出ガス量) ・塩化水素 : 3.44Nm ³ /h	住民意見を踏まえ、誤記を訂正した。
	図－12.2.1 ・塩化水素：既存施設の約 24%（約 76%削減）	図－12.2.1 ・塩化水素：既存施設の約 25%（約 75%削減）	
【p. 12-8】	文章中の数値 ・シャフト炉式では 11,754t-CO ₂ /年、 流動床式では 29,461t-CO ₂ /年	文章中の数値 ・シャフト炉式では 21,032t-CO ₂ /年、 流動床式では 29,455t-CO ₂ /年	再度計算を行い訂正した。また、誤記を訂正した。

表－14.1.1 (11) 環境影響評価準備書記載事項の修正の概要

項目等	準備書	評価書	修正の理由																						
(続き)	<p>【準備書】表－12.2.2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th rowspan="2">賀茂環境衛生センター⁽¹⁾</th> <th colspan="2">新施設⁽²⁾</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>シャフト炉式</th> <th>流動床式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">温室効果ガスの 発生量 (t-CO₂/年)</td> <td>ごみ処理</td> <td>9,980</td> <td>9,980</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>19,754</td> <td>2,283</td> </tr> <tr> <td>電力</td> <td>12,317</td> <td>12,553</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>29,171</td> <td>17,417</td> <td>-290</td> </tr> </tbody> </table>			賀茂環境衛生センター ⁽¹⁾	新施設 ⁽²⁾				シャフト炉式	流動床式	温室効果ガスの 発生量 (t-CO ₂ /年)	ごみ処理	9,980	9,980	燃料	19,754	2,283	電力	12,317	12,553	合計	29,171	17,417	-290	<p>再度計算を行い訂正した。</p>
		賀茂環境衛生センター ⁽¹⁾	新施設 ⁽²⁾																						
			シャフト炉式	流動床式																					
温室効果ガスの 発生量 (t-CO ₂ /年)	ごみ処理	9,980	9,980																						
	燃料	19,754	2,283																						
	電力	12,317	12,553																						
	合計	29,171	17,417	-290																					
	<p>【評価書】表－12.2.2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th rowspan="2">賀茂環境衛生センター⁽¹⁾</th> <th colspan="2">新施設⁽²⁾</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>シャフト炉式</th> <th>流動床式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">温室効果ガスの 発生量 (t-CO₂/年)</td> <td>ごみ処理</td> <td>9,986</td> <td>9,986</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>10,470</td> <td>2,283</td> </tr> <tr> <td>電力</td> <td>-12,317</td> <td>-12,553</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>29,171</td> <td>8,139</td> <td>-284</td> </tr> </tbody> </table>			賀茂環境衛生センター ⁽¹⁾	新施設 ⁽²⁾				シャフト炉式	流動床式	温室効果ガスの 発生量 (t-CO ₂ /年)	ごみ処理	9,986	9,986	燃料	10,470	2,283	電力	-12,317	-12,553	合計	29,171	8,139	-284	
		賀茂環境衛生センター ⁽¹⁾	新施設 ⁽²⁾																						
			シャフト炉式	流動床式																					
温室効果ガスの 発生量 (t-CO ₂ /年)	ごみ処理	9,986	9,986																						
	燃料	10,470	2,283																						
	電力	-12,317	-12,553																						
	合計	29,171	8,139	-284																					
	<p>【準備書】図－12.2.2</p> <p>【評価書】図－12.2.2</p>																								
12.3 賀茂環境衛生センターの臭気調査結果と考察 【p. 12-9】	(調査地点)	(調査地点) ・最新の地形図に変更した。	使用する地形図の統一を図った。																						

(語句等の修正について)

- ・「稼動」と記載していた語句を、「稼働」に修正した。
- ・「db」と記載していた単位を、「dB」に修正した。
- ・「トルエシ」と記載していた語句を、「トルエン」に修正した。

第15章 環境影響評価の委託先

名 称： 復建調査設計株式会社 広島支社
代 表 者 の 氏 名： 常務執行役員支社長 岡崎 修嗣
主たる事務所の所在地： 広島県広島市東区光町2丁目11番31号

第16章 事業に係る許認可、届出等

本事業の実施に際して必要な許認可、届出等の種類及び根拠となる法令の規定並びに当該許認可等を行う者の名称は、表－16.1.1に示すとおりである。

表－16.1.1 本事業に係る許認可等

番号	許認可等	根拠法令	許認可を行う機関
1	土地売買等届出	国土利用計画法	広島県
2	保安林解除申請	森林法	農林水産省
3	売払申請	国有林野の管理経営に関する法律	近畿中国森林管理局
4	防災調整池の設置、ため池の廃止	広島県普通河川保全条例	広島県西部建設事務所
5	市道改築工事	道路法	東広島市
6	文化財等の有無についての協議	文化財保護法	東広島市
7	規制区域内で、500m ² 以上の土地の形質変更	宅地造成等規制法	東広島市
8	3,000m ² 以上の土地の形質変更	土壤汚染対策法	広島県西部東厚生環境事務所